

## VI 機械導入事業

### 【概要】

問1 「機械導入事業」について説明してください。

1 機械導入事業は、地域の畜産関係者が有機的に連携し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画の目的の実現に資する取組に支援するものです。平成28年度補正予算からは、従来のリース方式での導入に加えて、購入方式での導入も可能になりました。

リース方式の場合は、収益性の向上等に必要な機械装置としてリース事業者が取得する機械装置の本体価格の1/2相当額をリース事業者に補助することによって、取組主体（畜産農家等）は本体価格の1/2を基準とした額で当該機械装置を賃貸することができます。

購入方式の場合は、収益性の向上に必要な機械装置として取組主体が取得する機械装置の本体価格の1/2相当額を畜産クラスター協議会を通じて取組主体に補助します。

2 なお、新たな機械装置の導入に当たっては、これにあわせた飼養管理方法の見直しや新たな技術の導入が必要です。このため、協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努める必要があります。

問2 機械導入事業は、だれでも利用できますか。

1 畜産クラスター協議会の構成員であり、協議会が作成する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体でなければ、事業を利用することはできません。

2 なお、実際に補助金を受けるためには、協議会から基金管理団体（中央畜産会）に事業参加要望書を提出の上、補助金の割当に応じて事業参加申請書を提出し、承認される必要があります。要望書の提出等のスケジュールについては、基金管理団体又はその委託団体である窓口団体（県畜産協会等）にお問い合わせください。

問3 平成26年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成27年度補正予算でどのように見直したのですか。

- 1 機械導入事業については、
  - ① ALICからの交付を受けた、11の事業実施主体が各々の組合員等である生産者に予算の配分を行う方法から、1つの全国団体が国の方針に沿ってクラスター協議会に配分する方法に改めるとともに、
  - ② クラスター計画を認定し、また、施設整備事業の計画を作成する都道府県がリース事業にも関与し、リース事業の計画を確認することによりその意見が反映される仕組みを導入するなどの見直しを行ったところです。
- 2 この見直しの結果として、
  - ① 畜産クラスターの趣旨が予算の配分に適切に反映され、
  - ② 高い事業効果が期待できる生産者が優先的に事業採択され、
  - ③ 施設整備との一体的な機械の導入が確保され、収益性向上に必要な施設、機械が的確に組み合わせられた採択が実現するなどの効果を見込んだものです。

問4 機械導入事業については、今までどのような見直しを行ってきましたか。

- 1 平成27年度補正予算からTPP対策に位置付けられて実施してきた機械導入事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリース方式により導入する形で行ってきましたが、平成28年度補正予算からは、従来のリース方式に加えて、一定の要件を満たす場合には、購入方式（取組主体が自ら機械装置を購入）での導入も可能としています。
- 2 あわせて、従来は新規就農者に限って認めていた中古機械の導入を新規就農者以外にも拡大したほか、リース貸付期間についても従来より短い期間も可能としています。
- 3 また、平成29年度補正予算以降は、取組主体が自ら飼養する家畜にエコフィードを給与するためのエコフィード調製関係装置として、ホイールローダー、フォークリフト、回転フォークを、またエコフィード給与関係装置としてフィーダーホッパー、フィーダーバケット、ベールクラッシャーを補助対象に新たに加えています。
- 4 なお、令和元年度補正予算では、
  - (1) 環境優先枠で地方公共団体が整備する家畜排せつ物処理施設と一体的な機械導入に限り補助対象に追加

- (2) 機械装置区分に「スマート農業関連機械装置」を追加し、従前の「その他飼料生産関係機械装置」のうち、{ICT関連機械(GPSガイダンスシステム等)}を対象とするとともに、畜舎温度管理制御システムも対象に追加
- (3) ホイルローダーについては、汎用性が高いため、飼料収穫・調製用と堆肥切返用及びTMR調製作業の用途に限って補助対象としていたが、稲わら収穫・収集の用途も補助対象に追加する見直しを行っています。

### 【事業実施主体】

問5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのですか。

- 1 畜産クラスター事業は、平成26年度補正予算から(独)農畜産業振興機構の農畜産業振興事業として11の全国団体を事業実施主体として実施していました。
- 2 しかしながら、事業実施主体によって事業の運用にバラツキが大きく、特に機械導入事業では6千件程度の要望がなされる中、全国統一的な事業実施ができなかったため、全国団体の1つを基金管理団体として公募を行うこととともに、事業実施主体とする見直しを行ったものです。

問6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間団体を事業実施主体として公募したのですか。

- 1 機械導入事業の事業実施主体は、平成27年度補正予算から30年度補正予算まで基金管理団体(中央畜産会)を事業実施主体としてきましたが、中心的な経営体から29年度補正では9,490件、30年度補正では8,221件と多くの要望件数が寄せられています。明らかに補助対象外と判断されない限り割当を行ってきましたが、事業実施主体における事業参加申請書の審査にかなりの時間を要しています。
- 2 このため、都道府県を事業区域とする民間団体も事業実施主体とすることにより、書類審査の迅速化を図ることとしました。

### 【購入方式】

問7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。

- 1 機械導入事業は、平成27年度補正において、
  - ① 生産者の初期投資負担を軽減するとともに、
  - ② 補助金の支払に関する事務や、生産者が行うべき機械の保守・管理等をリース

事業者が補完することにより、補助事業が適切に執行され導入した機械装置の効果が適切に発揮されるよう、リース方式での導入を必須としてきました。

- 2 一方で、リース手数料が生産者の負担となることから、自ら資金調達等を行い、かつ補助事業を適切に実施できる生産者には、購入方式での導入も可能とすべきとの指摘があったところです。
- 3 このため、平成28年度補正から、生産者の選択肢を増やすことで、リース会社や機械販売店等の関係業界内での競争が促されることにより、機械導入費用が低減されることを期待して見直したものです。

問8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

- 1 購入方式で事業を実施する場合、リース事業者による与信審査を経ず、また、リース事業者による資金調達や税務処理、動産保険への加入等も行われません。このため、補助事業が適切に実施されるよう、取組主体はより一層注意して事業に取り組んでいただくとともに、畜産クラスター協議会が一定の役割を担う必要があります。

また、協議会を経由して補助金が交付されるため、協議会が補助事業に係る経理処理等を適切に行える体制を整備する必要があります。

- 2 このため、購入方式で事業を実施する協議会及び取組主体には、以下のような条件や役割を求めることにしています。

<畜産クラスター協議会>

- ① あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱いが明確になっていることについて都道府県の確認を受けること。
- ② 事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認すること。また、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討すること。
- ③ 取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、機械装置が適正かつ確実に管理されるよう取組主体を指導すること。

<取組主体（畜産農家等）>

- ① 資金計画について協議会の確認を受けること。また、協議会とともに費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討すること。
- ② 導入する機械装置の動産総合保険等(盗難補償も必須)に加入すること(公

道を走行する場合は自動車保険等にも加入)。

- ③ 導入した機械装置の管理状況を明確にするため機械の導入を行った場合には、財産管理台帳を整備し、その写しを速やかに協議会に提出すること。
- ④ 本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保すること。

(参考)

区 分		補助先	協議会の規程等の整備	資金計画の確認	財産管理台帳	費用対効果分析
機械導入事業	購入方式	クラスター協議会	○	○	○	○
	リース方式	リース事業者	×	×	△ (注2)	×
(参考) 施設整備事業		クラスター協議会	○	○	○	○

注1) ○：必要、×：不要、△：必要な場合がある

注2) リース期間が法定耐用年数より短い場合は、リース期間終了後に財産管理台帳を整備。

問9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのようなものですか。

民間の保険会社、農業共済及びJ A等が取り扱っている動産総合保険等を想定しています。

(参考)	< 保険等名 >	< 取扱者 >
	動産総合保険、自動車保険	民間の保険会社
	農機具共済	農業共済組合
	自動車共済	J A共済 等

問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。

保険料や消費税は対象外です。

問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。

- 1 補助金は、精算払により、基金管理団体（中央畜産会）から畜産クラスター協議会に対して交付します。
- 2 協議会は、取組主体が機械装置の導入、販売店への入金等を行ったことを確認した上で、事業実施主体に補助金の請求を行ってください。
- 3 このため、取組主体は一時的に機械装置の価額の全額を立替払いする必要がありますので、資金繰り等に十分留意してください。

問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能ですか。

補助金を受けて導入する機械装置を担保に供することはできません。

問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。

購入方式で機械装置を導入する場合は、「補助事業における精算の取扱いについて（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械装置の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要があります。

### 【リース方式】

問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。

主な申請手続（事業実施主体から窓口団体（県畜産協会等）へ事務委託がある場合）は、以下のとおりです。

（詳細は、事業実施主体へ御確認ください。）

- ① 事業実施主体は、窓口団体を通じ、畜産クラスター協議会に対して事業参加要望調査を実施
- ② 協議会は、①の調査を受け、協議会の構成員である中心的な経営体に対し、事業参加要望調査を実施。
- ③ ②の調査を受けた取組主体等（機械の導入を希望する取組主体（畜産農家等）と当該機械を貸し付けるリース事業者）は、導入する機械装置の見積を徴取した上で、協議会に事業参加要望書を提出  
なお、協議会は、事業参加申請を窓口団体に提出する際、畜産クラスター計画の目的の実現に資する機械について、機械装置の規模、数量の妥当性及び導入の必要性を確認
- ④ 窓口団体は、取組主体等からの事業参加要望書を取りまとめ、協議会が所在する都道府県知事へ協議を行い、都道府県の意見による必要な見直しを行った上で、とりまとめた事業参加要望を事業実施主体へ提出
- ⑤ 事業実施主体は、最終的な審査の上、配分予定額を決定し、都道府県及び各協議会へ通知
- ⑥ 取組主体等は、協議会から⑤の連絡を受け、リース契約を行い、関係資料を添付の上、事業参加申請書を作成し、協議会へ提出
- ⑦ 協議会は、窓口団体を経由して事業実施主体に事業参加申請書を提出
- ⑧ 事業実施主体は、内容を審査の上、事業参加申請を承認（都道府県及び各協議会へ通知）
- ⑨ 取組主体は、協議会から通知の連絡を受けた後、正式にリース事業者とリース

契約を締結し、機械装置を納入

- ⑩ リースの開始
- ⑪ 取組主体等は、機械導入後1か月以内に、協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に実績報告書及び関係書類を提出
- ⑫ 事業実施主体は、実績報告書の確認を行い、問題がなければリース事業者に補助金を交付

問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないですか。

- 1 畜産クラスター事業におけるリース事業については、機械本体の価格、機械リースに係る保険料や金利等の附加貸付料が同事業の実施前よりも高くなっているとの声があることは承知しています。
- 2 そのため、平成26年度補正予算のリース事業で導入された機械について、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算における同一機種（型式）の価格と比較調査した結果、本体価格については、高くなっている機械と低くなっている機械のいずれもあり、
  - ① 需給の動向
  - ② 輸入機械の為替レート
  - ③ 輸送コストの変動等の事情も考えられ、必ずしも高低の傾向は断定できない状況でした。
- 3 また、附加貸付料については、個々の貸出先の与信審査の結果やリース期間によっても異なることから、平成26年度補正予算を従来 of 事業と単純に比較することは困難ですが、引き続き状況の把握に努めていく所存です。
- 4 いずれにせよ、機械リースの導入に当たっては、事業実施上、原則3者以上の見積を求めるなど、適正な価格での導入が図られるよう取組主体（畜産農家等）に指導しており、また、リース事業者に対しては、機械の本体価格について、1/2相当額の補助金が交付されていることを踏まえ、不当に本体価格や附加貸付料が引き上げられることがないように、機械メーカーやリース事業者の理解も得つつ適切な事業実施に努めることとしています。

問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付は承認されるのですか。

リース方式の場合、リース事業者とリース契約を締結しますので、当然、リース事

業者の審査基準が適用されます。個々の事例につきましては、リース事業者にお問い合わせください。

問17 この事業でリース契約を行いました。リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。

この事業では、一括返済はできません。一括返済を行う場合は、契約解除として、リース契約残存期間について補助金を返還していただくことになります。

問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変更することは可能ですか。

事業参加申請提出後に、リース方式か購入方式について変更することはできません。このため、取組主体において方式を決める際は、事業参加申請の提出前に十分な検討をお願いします。

### 【補助対象機械装置等】

問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないのですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。

- 1 要領別紙2の別表1の補助対象機械装置は、以下の考え方に基づくものとします。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象とします。

#### 【基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外とします）。

ただし、以下に掲げるものについては、施設と判断されるもの又は畜産経営とは言い難いものへの支援になること等の理由から補助対象にしておりません。

- (1) 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備  
例) 組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型（横型）発酵装置、ユニット式排水処理装置、ミルクングパーラー及びその内部機械装置 等
- (2) と畜・食鳥処理に係る設備・機械  
例) 背割り機、皮はぎ機、脱骨機 等
- (3) 取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置



例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用して新たに6次産業化的な取組を行うことに対して支援しており、その枠を超えるものは対象としません

- 2 また、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであること及び機械導入事業としての適正性を担保する観点から、
  - ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置付けられ、取組に直接必要な機械装置であること
  - ・ 機械装置の価格が明らかであり、機能や効果について畜産現場で一定の評価を得たものであること
  - ・ リース方式の場合は、リース物件として扱えるものとして、リース期間を原則として7年以内で設定できるものであることが必要です。
- 3 なお、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性の向上が求められることに留意いただく必要があります。

問20 問19の1の(3)で言う「6次産業化的な取組」とは、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。

- 1 加工とは、原料となる生乳、正肉及び鶏卵の保存性を高め、食べやすく消化しやすく栄養価の高いものにし、食味をよくし、一般の人々の嗜好に合うようにするとともに、副産物として生産されるものを有効に利用することをいいます。
- 2 本事業では、生乳をアイスクリーム、ヨーグルト、チーズ等に加工する機械や、正肉及び卵をスライス、加熱、調理、たれ付け、燻煙する機械は補助対象となります。
- 3 一方で、原料や製品の保管・冷蔵冷凍、包装、梱包、運搬、検査機器等については、補助対象となりません

問21 冷水供給システムは、機械導入事業の対象になりますか。

- 1 冷水供給システムについては、夏場の飼料摂取量の低下を抑え、生産性を平常に保つことができる機能を有しているとのことですが、本体価格が高いこと、ランニングコストがどれだけ増加するのか不明であるため、現時点では補助の対象にはなりません。が、収益性の向上に資することが判るデータを提出いただければ、今後検討します。
- 2 なお、機械導入事業における家畜の飼料摂取量の低下の抑制等については、換気扇

等の換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置の導入により畜舎温度を制御することで対応することにしております。

問22 温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。

- 1 機械導入事業で対象にしている暖房装置は、ブルードーやヒーターなど家畜を温めるものとしております。
- 2 ボイラーについては、①汎用性が高いこと、②単体では収益性の向上が図れないことから補助の対象とはしておりません。

問23 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。

キュービクル（高圧受変電装置）を補助の対象としております。  
なお、当該機械装置単体で導入する場合は補助の対象とはなりません。

問24 自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。

- 1 施設整備事業においては、整備予定地区における停電の発生状況や復旧までの時間等を踏まえつつ、搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、施設の附帯設備として発電機も補助対象となります。
- 2 機械導入事業においては、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成に必要となる搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、その機械とセットで発電機を導入する場合に限り補助対象となります。
- 3 自己資金で施設整備を行い、機械導入事業で自家発電機のみ導入する場合については、2と整合性がないため、補助しないこととしています。
- 4 また、施設整備事業で施設と附帯施設を整備し、機械導入事業で自家発電機のみを導入することは認められません。

問25 自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。

- 1 自家発電機は、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであって、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる場合は、補助対象としています。
- 2 なお、自家発電機の単体での導入は、収益性の向上に直接つながらず、成果目標の達成が見込まれないため、令和元年度以降、酪農経営、肉用牛経営、養豚経営、採卵鶏及び肉用鶏経営を行う取組主体から自家発電機を導入したい旨の事業参加要望があった場合は、「畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC 事業）」による支援に集約させていただきます。

問26 自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。

自家発電機は、災害時に電力の安定供給により、送風装置や自動給餌機等を停止させず、家畜の飼養や畜産物の生産を継続するために必要な機械装置として対象としているものであり、太陽光発電やバイオマス発電の装置は、その位置付けが異なることから対象としていません。

問27 「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。

家畜の飼養管理の高度化を図るための家畜に装着する端末（行動センサー等）を用いる個体管理システムであって、発情発見機や分娩監視装置以外のもの（例：肥育牛の起立困難検知システム）です。

問28 「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。

パイプラインミルクカーや搾乳ロボット等の搾乳機器を導入する場合は、システムの一部として、「パイプライン」も補助対象とします。しかし、「パイプライン」のみの導入は、それ自体では収益性の向上につながらないため対象外です。（自動給餌装置、自動給水機、細霧装置等の「パイプライン」も同様です。）

問29 「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルクカーはどのような場合に対象となりますか。

単なる更新は補助対象になりません。

例えば、「バケットミルクカー」から「搾乳ユニット（自動離脱装置付）への切替や「搾乳ユニット（自動離脱装置付き）」から「搾乳ユニット（自動搬送装置付）」への切替等、機能向上が図られるような導入である必要があります。

問30 「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。

- 1 本事業では、鶏卵関係機械装置を対象としており、その対象機械装置として、「集卵装置」、「汚卵洗浄装置」、「検卵機械装置」、「選卵機械装置」等としています。
- 2 それぞれの機械装置の対象範囲は原則として以下のとおりです。

項目	本事業における定義	対象とする機械装置の例
集卵装置	農場内での集卵作業に必要な機械装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集卵ベルト（ベルトのみは対象外）</li> <li>・集卵エレベーター</li> <li>・ファームパッカー 等</li> </ul>
汚卵洗浄装置	「卵選別包装施設の衛生管理要領（平成10年11月25日生衛発第1674号厚生省生活衛生局長通知。以下「生活衛生局長通知」という。）の3「洗卵」および4「乾燥」の範囲の作業が行える機械装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚卵洗浄機</li> <li>・汚卵洗浄・検卵・洗卵工程が一体のシステムに組み込まれた機械装置の場合は、洗浄工程および乾燥工程の部分のみ</li> <li>・紫外線殺菌装置</li> </ul>
検卵機械装置	生活衛生局長通知の5「検卵」の（4）に掲げられた選別の区分に該当する範囲の機械装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血卵検査装置</li> <li>・ひび卵検査装置</li> <li>・汚卵検知</li> </ul>
選卵機械装置	サイズ及び規格外品等の選別が可能な機械装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選卵機</li> <li>・選卵包装機（包装工程までが一体で見積において不可分な場合のみ）</li> </ul>

- 3 本事業において、汚卵洗浄、検卵及び選別包装等の処理を一体で行う機械装置を導入する場合、補助対象とするのは、「対象とする機械装置の例」の範囲となります。このため、見積書には機械装置毎の内容を記載し、補助対象・補助対象外の機械装置の見積金額を明確にしてください。工事費や送料など対象外経費についても、見積書の中でその金額内訳を明らかにし、含まれない場合もその旨を明記してください。また、見積書には、補助対象機械装置部分を明示したライン（工程）図を添付してください。

問31 「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。

- 1 飼料収穫・調製用機械装置は、自給飼料の収穫・調製用に使用されるものを対象としており、単に購入飼料の運搬等に使用する場合は対象としていません。
- 2 具体的には以下のような機械装置が対象となります（別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらも確認ください）。

「運搬機」は、フォーレイジワゴン、サイレージトレーラー、ハイダンプワゴン、ピックアップワゴン、ファームワゴン等の牽引式の運搬機を指します。なお、ダンプカー等の貨物運搬車は含みません。

「サイレージ等取出・積込機」は、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、フォークリフト、各種アタッチメント（フォーク、クラブ、グリッパー）、サイレージカッター等となります。
- 3 なお、これらのシステムのソフトウェア自体についても、パソコンと一体でリース等が可能な場合は、対象とすることができます。

問32 手押し式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。

圃場の外周や枕地の刈取のために補助的に使用する場合は、畜産経営の収益性の向上に直接つながらないため、補助対象となりません。

問33 「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。

- 1 その他の飼料生産関係機械装置としては、
  - ① 稲わら収集機としてロールベアラー、レーキ、テッダ、ホイールローダー、ベールクラブ、ラッピングマシン
  - ② 簡易土壌分析器等を補助対象としています（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）。
- 2 なお、稲わらについては、家畜の餌としても給与されますが、牛舎等の敷料にも使用するため、牧草地で収穫される牧草やデントコーン等の一般的に「飼料」と言われているものと区別し、「その他の飼料」として整理しています。

問34 稲WC Sを収穫・調製する場合にはホイルローダー等が補助の対象となるのに、稲わらを収集する場合には補助の対象とならないのはなぜですか。

- 1 そもそも、ホイルローダーやスキットステアローダーは汎用性の高い機械として補助対象外となっておりますが、畜産用に利用を限定した場合に限り、補助対象としています。
- 2 ホイルローダー等が取り扱う対象物として、稲WC Sは畜産以外への利用が考えられませんが、稲わらは畜産以外への利用が可能であり、汎用性が高いと判断されるため、稲WC Sの取出し・積込の場合に限り補助対象としていました。
- 3 しかしながら、令和元年の台風等により稲わらが流出し、稲わらを利用していた畜産経営へ影響が生じたことから、地域内での稲わらの確保を推進するものとして、令和元年度補正予算から稲わら収集の用途にホイルローダーを使用する場合も補助対象とすることとしております。

問35 稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。

- 1 稲作農家は、取組主体の要件（畜産を営む者であること）に該当しないので対象となりません。
- 2 また、畜産農家と耕種農家との兼業の場合であっても、稲わら収集の用途が果樹や野菜等、畜産用途以外の敷わら向けの場合は、取組主体の要件は満たしているものの、畜産経営の収益性の向上に直接つながらないため、稲わら収集機は補助対象になりません。
- 3 なお、畑作農家も稲作農家の場合と同様の考えにより、補助対象になりません。

問36 「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 「スマート農業関連機械装置」は、令和元年12月に改正された「総合的なTPP等関連政策大綱」において、スマート農業を推進していくこととされたことから、機械導入事業においても令和元年度補正予算から機械装置の区分に追加しました。
- 2 具体的には、「その他飼料生産関係機械装置」の区分で「ICT関連機械（GPSガイダンスシステム等）」としていた作業管理システム、畜舎温度管理制御システム、

自動操舵システム、GPSガイダンスシステムとしています（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください）。

- 3 なお、「スマート農業関連機械装置」の区分に位置付けていませんが、スマート農業の推進の観点から、「その他（知事特認関係）」の区分のトラクターの欄に「無人トラクター（知事特認）」を追加しています、

問37 「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 GPSシステムを活用した効率的な飼料生産作業の実施や、地理情報システム(GIS)を活用した圃場ごとの細かな生産管理等を行うシステムを導入・運用するために必要となる機器（パソコン、GPS、オペレータ用情報端末）等を想定しています。
- 2 ただし、パソコンについては、該当する作業管理システム（ソフトウェア）を運用するために必要であり、専用機として当該システムと一体的に導入する場合に限り対象となります（パソコンのみの導入は補助対象外です。また、パソコンは、システムに見合った性能である必要があります）。

問38 自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。

これらの機器類は汎用性が高く畜産以外での使用も想定されるため、飼養頭数規模に応じた作業面積や作業体系、オペレーターの確保状況、畜産以外の農作業の有無等について確認させていただき、目的外使用が見込まれる場合には、補助対象となりません。

問39 「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。

既存植生の処理、表層攪拌又は作溝・穿孔、播種、施肥、覆土・鎮圧に至る草地更新作業に要する機械を想定しており、これらを1工程で行える簡易草地更新機のほか、更新作業の各工程ごとの作業機械（スプレーヤー、心土破砕機、ハロー、播種機（作溝式・穿孔式）、ローラー又はこれらと同様の機能を有する複合作業機）も対象とすることができます（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください）。

問40 コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。

- 1 飼料用米生産に使用するコンバインは、主食用米生産と同じ機械を使えることから、飼料用米生産だけに使用する機械とは言い難く、また、飼料用米を生産する農家は、主食用米から作目転換を行ったところがほとんどであり、主食用米生産用として既にコンバインを所有していることから、補助対象としていません。
- 2 なお、飼料用米生産を効率化するための「飼料用米用稲直播機」や、WCS用稲を収穫するための「汎用型飼料収穫機」及び「稲ホールクローブ収穫機」等は補助対象としています。

問41 飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

- 1 飼料バルク車は、一般的には、配合飼料工場で製造された配合飼料や単味飼料を畜産農家の庭先まで運搬するとともに、配合飼料や単味飼料を飼料タンク等に搬入する機械と考えます。
- 2 しかしながら、飼料用米を配合飼料と混合・調製できる機能を有したバルク車であれば、省力化等による収益力向上が可能と考えられることから、飼料用米の混合機として利用する場合であり、かつ、単一農場の敷地内（公道を跨ぐ敷地は除く）で使用する場合に限り、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象とします（平成30年度第2次補正分から対象としますが、その場合は、車両ナンバーの取得は不可とします）。

問42 破砕機、粃すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

粉砕機、粃すり機は、飼料用米を給与する家畜の種類等に併せ、加工（粒（粃米、玄米）、挽き割り（破砕）や粉（粉砕））する必要があることから、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象としています。

問43 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはだめですか。

機械導入事業で導入するTMRミキサーの仕様等は「TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機」としていますので、そのTMRミキサーに調製原料を投入す



るための機械装置として導入する場合に補助対象となります。

問44 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。

1 簡易飼料保管庫は、本事業が機械導入事業であることを鑑みて、

- ① 延床面積が200㎡以下であるもの
- ② 既製品であるもの
- ③ 法定耐用年数が15年以内であるもの

を対象とします（実施計画費、基礎工事費、設置費用等は補助対象外）

2 なお、飼料庫の設置については、建築確認申請（市町村建築課等）や農地転用手続きの申請（農業委員会事務局）が必要となる場合がありますのでご留意願います。

問45 「エコフィード調製装置」はどのようなものですか。

取組主体（畜産農家等）自らが飼養する家畜に給与するため又は飼料生産組織が中心的な経営体に供給するためのエコフィードの調製に使用するフォークリフト、回転フォーク等が対象となります。

問46 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。

1 機械導入事業の対象となる「堆肥調製散布関係機械装置」には、単独で導入されることにより、作業の高度化、省力化により収益性向上に資する機械装置が該当します。（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）

具体的には、

① 堆肥調製機械装置は、

堆肥切返機（フロントローダー＋バケット、スキッドステアローダー、ホイールローダー、ロータリー式・スクープ式攪拌装置 等）、堆肥造粒機、袋詰装置、堆肥運搬車（臭気対策や飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げ等の特装を施し、「堆肥運搬車」と表示したもの）、自走式堆肥発酵機、秤量機、コンベア、固液分離機 等

② 堆肥散布関係機械装置は、

スラリータンカー、マニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、バキュームカー 等

となります。

- 2 なお、堆肥の調製や散布に直接関係のない畜糞ボイラーや発電装置、浄化処理・液肥処理施設に付随する機械装置（ブロー、ポンプ等）は、施設整備事業で一体的に行えるようにしていることから、機械導入事業としては対象外にしています。

問47 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょうか。

- 1 堆肥発酵槽の容量が全く変わらず、単純に既存機械と同等の処理能力（処理速度、作業高、作業幅等）である機械を導入する場合は、補助対象となりません。
- 2 また、発酵槽の高さや幅、又は長さを延長することにより、成果目標に見合った堆肥発酵槽の容量へ拡大するとともに、処理能力の高い機械を導入することにより、単位当たりの堆肥の生産量は維持される場合や、堆肥発酵槽の容量は変わらずとも、既存機械よりも処理能力が高まり、需要に応じた堆肥の流通が促進される場合にあつては、補助対象となります。

問48 平成29年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」はどのようなものですか。

- 1 畜舎に設置して自動でふん尿除去作業を行う機械装置としており、バースクリーパーやバースクリーナー、除ふんベルト、スクリュコンベア等が対象となります。ただし、現在使用している機械装置の単純更新はできません。また、除ふんベルトのベルト部分など消耗品と思われる部分のみの導入は補助対象としません。設置工事費等も補助対象外です。
- 2 なお、ホイールローダーやミニショベルについては、畜舎内の除ふん作業のみを行う目的であっても、作業の自動化にならず収益性向上につながらないことから、「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」としては対象にしません。

問49 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。

実施要領の別紙2「貸付対象機械装置一覧」に掲載されている機械装置と同様の効果があり、都道府県知事が、生産コストの低減や高付加価値化、新規需要の創出及び飼料自給率向上に向けた取組に資する機械装置として、特に認めた機械についても補助対象としています。ただし、このような機械については、ほぼ別紙2の一覧表で網羅されています。知事特認で認められているのは、ほとんどがトラクターです。

問50 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。

- 1 機械導入事業の対象機械については、トラクター等の汎用性のある運搬車両等は原則として補助対象としていませんが、都道府県知事が特に認めた場合に限り、補助対象としています。
- 2 これまでの知事特認の例では、飼料自給率の向上に資するものとして、経営規模拡大に伴う飼料畑等の作付面積拡大により、既存のトラクターでは能力・台数が不足する場合等があります。単に機械の更新を行う場合には対象とならないことにご留意いただくとともに、どのような場合に対象となるかについては、都道府県によく相談してください。

問51 トラクター導入については、知事特認ではなく、一般枠の中で規模拡大を要件として補助すべきではないでしょうか。

仮に、規模拡大要件で補助すると、新規就農者や地域の実情から規模拡大が困難な者、コントラクター組織などが補助を受けられなくなるおれもあるため、知事が個別に判断いただくことが望ましいと考えています。

問52 無人トラクターは、補助対象になりますか。

無人トラクターについては、スマート農業の推進として、令和元年度補正予算から補助対象としております。

問53 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とない場合を教えてください。

- 1 ホイルローダーは、汎用性があり補助金の効果が見えにくいいため、原則として他の補助事業同様に補助対象外となっていますが、堆肥の切り返し作業や国産飼料の生産拡大等に用途が限定される場合には補助対象として認めています。  
この際、ホイルローダーと堆肥の切り返し作業及び飼料生産等の用途に使用されるアタッチメントを同時に導入する場合には、クイックカプラも補助対象と認めております。

- 2 上記以外の場合には、汎用性のある機械を導入することが明白ため、例え自己資

金でクイックカプラを同時導入する場合であっても、ホイールローダーの導入に対する補助自体が認められません。

<例>

事 項	機械導入事業において導入する機械装置が実施要綱別紙2の別表1に掲げる機械装置として <u>1</u> つの用途に使用する旨の申請をしている場合	機械導入事業において導入する機械装置が実施要綱別紙2の別表1に掲げる機械装置として <u>2</u> つ以上の用途に使用する旨の申請をしている場合
クイックカプラやワンタッチカプラが標準装備	○	○
クイックカプラやワンタッチカプラがオプション装備	×	○

問54 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。

自動給餌機とセットで導入する場合は補助対象となりますが、故障等による交換については、消耗品であることから補助対象となりません。

問55 油圧ショベルは補助対象になりますか。

補助事業では、一般に汎用性の高い機械は導入効果が見えにくいため補助対象とはしていません。油圧ショベル本体についても、汎用性が高いため、補助対象としておりません。

問56 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。

除草用ハンマーナイフチョッパーは、主な用途が除草用であり、自給飼料の増産や畜産経営の収益性向上には直接つながらないため、補助対象とはなりません。

問57 鶏が産卵するためのネストや鶏用ゲージは対象になりますか。

ネストやゲージについては、鶏舎内に固定されたままで使用されるものであり、いわゆる「機械」とは言えないこと、また、単独で導入するだけでは収益性能向上につ

ながらないことから、補助対象としていません。

問58 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。

芝刈機等は、主に畦畔や法面の維持管理用に使用されるものであり、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象機械装置に含んでおりません。また、これらの機械は「飼料収穫・調製用機械装置」としても補助対象とならないことにご留意願います。（飼料生産用の専用機を選定してください。）

問59 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。

前問と同様に、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象となりません。

（例えば、ホイロローダーを堆肥切返作業機として使用する場合は補助対象としていますが、除雪用として使用する場合は補助対象となりません。）

問60 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。

機械の能力等については特段の制限は設けていません。ただし、利用目的と利用規模に即した適正な機械が選定されていることを畜産クラスター協議会で確認するようにしてください。

問61 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。

中心的な経営体への効果的・集中的な支援を可能とするため、導入機械に上限金額や台数制限は設定していません。ただし、取組主体（畜産農家等）は、過剰な投資とならないよう十分注意した上で、機械の選定を行ってください。

問62 ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備する機械との違いは何ですか。

1 ハード事業で施設と一体的に整備する設備は、家畜飼養管理施設と合わせて設置する設備であり、施設で行われる生産工程に直接的に関わり、かつ、施設に備え付

けられた後は容易に物理的に分離できない又は施設で行われる生産工程の本質に関わるものが対象となります。

- 2 一方、単独又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置が機械導入事業の対象となります。（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外としています。）

問63 既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。

新たにリース導入する機械装置を対象としていますので、現在リース期間中にあるものは対象となりません。

問64 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

- 1 中古の機械装置も対象とすることができます。
- 2 ただし、中古品の場合、導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のものに限るものとします

### 【取組主体】

問65 取組主体の要件を教えてください。

取組主体（畜産農家等）は、畜産クラスター計画に中心的な経営体として位置付けられていることを前提とし、次の要件を満たす者としています。

- ・ 畜産経営強化支援事業

畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社（大企業を除く）、特定農業団体、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、事業協、事業協連、農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること）

- ・ 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

公社、土地改良区、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社（大企業を除く）、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、事業協、事業協

連、特定農業団体、コントラクター（直近3年以上の活動実績があり、畜産農家と長期受委託協定を締結しているもの）であって、要領に定める取組を行う者であること

問66 畜産経営強化支援事業においては、集団も対象となりますか。

畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む）を主たる事業として営んでいるもの（大企業を除く）、特定農業団体（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体）に該当する2者以上で構成する集団も対象としています。

問67 認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。

本事業の趣旨により、経営改善計画の再認定を受けていただく必要があります。

問68 取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。

- 1 取組主体のうち、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として行うものについては、以下の①、②に該当するものは除くこととしています。
  - ① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの
  - ② 議決権の1/2以上を①に掲げるもの（農地所有適格法人、公社を除く）が所有しているもの。
- 2 これは、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していくとの観点から、十分な資本力を有する大企業やその支配を受ける組織よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に支援は集中されるべきという考えによるものです。

問69 過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

- 1 過去の事業の活用の有無にかかわらず、本事業の目的に合致するものであれば、利用は可能です。

2 ただし、本事業により新たに機械装置を導入することにより、他の事業で導入した機械装置の事業効果が低下するような場合は、補助金返還等の対象となるおそれがあります。導入に当たっては、他事業との整合性の確保に留意し、慎重にご検討いただくようお願いします。

(例：1)

強い農業づくり交付金で飼料生産組織が共同利用のモアコンディショナーを導入したが、当該組合の構成員が本事業により新たに個人用のモアコンディショナーを導入したことにより、飼料生産組織のモアコンディショナー利用率が低下した。

(例：2)

畜産高度化支援リース事業で堆肥舎とともにホイルローダーを導入したが、本事業で堆肥処理用として別のホイルローダーを導入したため、畜産高度化支援リース事業で導入したホイルローダーを他の用途に転用した。

(例：3)

畜産収益力向上緊急支援リース事業でロールベラーを導入したが、本事業でコンビラップマシンを導入したことにより、ロールベラーを他者に貸し付けた。

3 このような場合、いずれかのリース契約を解除することなども想定されるため、事業の活用に当たっては、他事業との整合性の観点からも都道府県等に相談の上、慎重にご検討いただきたいと思えます。

4 また、事業参加要望書の提出に当たって、既存機械装置がある場合は、畜産クラスター協議会が真に必要性があるものにつき導入を行うよう取りはからうこととしています。

問70 畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

計画内容にもよりますが、用途の違う機械であれば、同じ借受者の申請も可能です。

問71 取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。

1 いずれの場合も、事業としては補助目的が達成されないこととなり、補助金総額の残存部分を返還していただくこととなりますので、具体的な手続き等について、事業実施主体に確認してください。返還を求める金額については、基金管理団体（中央畜産会）から、補助金を交付したリース事業者に請求されます。

2 リース事業者としては、リース契約が破棄されることとなるため、別途違約金を



含めたリース代金の請求がなされると思いますが、補助金分についても回収する必要があります。このリース契約を締結するに当たっては、取組主体（畜産農家等）、リース事業者及び畜産クラスター協議会の間で必要な取り決めを盛り込む等の措置をお願いするとともに、適切な与信審査を実施の上、必要に応じて与信リスク分の付与、連帯保証人の擁立等の措置をご検討ください。

- 3 また、離農が想定される場合にあつては、事前に当該契約の承継者を擁立する等、補助目的の達成に支障をきたすことのないよう協議会等と連携してご対応ください。

問72 取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。

- 1 リース契約における与信は、すべて契約するリース事業者の責任において行われます。
- 2 このため、必要に応じて、与信リスクが附加されたリース料となる場合があること、また、単独で契約できない場合にあつては、与信先から連帯保証人を立てることを求められることがあります。
- 3 なお、本事業の実施に当たっては、リース契約が締結されることが前提となりますので、リース事業者と契約できない者については、事業の対象とすることはできません。

問73 取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。

- 1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、リース事業者に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助することとしています。このため、事業実施主体が補助金の交付先を把握する必要上から、基金管理団体（中央畜産会）に登録されたリース事業者の中から選択して事業を実施することとなります。（問99参照）
- 2 なお、リース事業者の選定に当たっては、リース事業者によって圧縮記帳などの税制上の取扱いが異なる場合があるため、よく確認した上で選定してください。

## 【要望調査】

問74 ホイルローダーとベールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。

事業参加要望書（実施要領別紙2の別記様式第1号）の記載に当たっては、一体的に利用する機械装置であっても、それぞれの機械装置の詳細がわかるように、優先順位を付けて個々に記載してください。なお、その際、優先順位は間を空けず連番とし、備考欄に「○番と一体的に導入」と必ず記載してください。

問75 施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。

- 1 機械導入事業の対象となる機械装置であれば可能ですが、同じ機械装置を重複して両方の事業で要望することはできません。
- 2 なお、機械導入事業では、施設整備事業と重複して要望することを避けるため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設と同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備は対象となりませんのでご注意ください。

問76 施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないか。

- 1 協議会は、機械導入事業の優先順位の決定に当たって、施設整備と機械導入の一体性を確保するため、施設整備事業への取組状況を考慮することとしている。
- 2 一方で、要望調査において予算額を大きく上回った場合、予算の範囲内で割当するため、施設整備を実施予定の経営であっても、希望する機械全てを割当することができないことに御理解いただきたい。

問77 要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。

経営状況や機械の見積金額も年々変化しますので、お手数ですが、直近の実態を踏まえ、改めて書類を作成してください。

## 【協議会における優先順位の決定】

問78 畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか（例：テーマAの5番目とテーマBの1番目を入れ替えるような場合）。

借受者が行う取組の優先順位(継続性、受益範囲、普及度の観点から決定)に応じて、畜産クラスター協議会において多少の入れ替わりはあって然るべきと考えています。

問79 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。

事業参加要望書（実施要領別紙2の別記様式第1号）の様式には、施設整備の予定時期を記載する欄を設けているところであり、都道府県において参加要望について畜産クラスター協議会と協議する際に、当該要望書の記載と突き合わせることにより、施設整備との整合性を確認できます。なお、畜産クラスター計画の目的の達成を図ることを重視するため、国庫補助でない施設も考慮することとしています。

問80 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。

- 1 当該規定は、1つの経営体が複数の機械導入を必要としている場合であって、いずれかの機械が採択されないことにより、行動計画に定めた取組の実施が困難となり、かえって非効率になる場合を想定しています。
- 2 例えば、サイレージ生産を拡大するためのロールベアラーとラッピングマシンや、飼養規模に応じた複数の搾乳ロボット等が考えられます。

問81 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。

当該規定は、過去のリース実績による調整により中心的な経営体の取組が十分に機能しないことを防ぐため、優先順位決定の際に「過去の実績による調整を排除」したものであり、過去の補助実績により優先順位が低くなるというものではありません。

ただし、令和元年度補正から、成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付すものとしており、成果目標を達成していない取組主体が機械導入を要望する場合は、成果目標を達成している取組主体よりも優先順位が低くなる場合があります。

問82 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会において優先順位をくじ引きにより決定することは、優先順位を理論的に整理することを放棄することになり、真に公平とは言えません。畜産クラスター計画の目的の達成のために必要な機械が効果的に導入されず、収益性向上の取組に支障が生じるなど、畜産クラスターの事業効果を大きく損なうことになりかねません。
- 2 このため、協議会においては、実施要領別添「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針等により、取組の継続性や受益の範囲、取組の先進性・技術の普及などの視点によって、優先順位を決定してください。それでもなお、優先順位の決定が困難な場合には、実施要領別添1のⅡ「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」等も参考にして、優先順位を決定するものとします。
- 3 なお、優先順位を決定するためには、協議会が進めようとするテーマを明確化し、その優先順位を決めていくことが重要です。そのため、十分に検討して畜産クラスター計画を策定するとともに、協議会の構成員で優先順位の決定ルールを共有することが重要です。

問83 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。

都道府県から畜産クラスター協議会に対して事業参加要望書に対する意見表明があった場合は、協議会において事業参加要望書の必要な修正を行うこととなります。このため、都道府県が意見表明を行い協議会に修正を求める場合には、ヒアリングの実施等により協議会と要望の意図等について摺り合わせを行うことが望ましいです。

### 【割当】

問84 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。

機械導入事業の割当に当たっては、事業実施主体が農林水産省と協議し、

- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、
- ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラ

スターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考慮し、総合的に判断します。

問85 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。

機械導入事業の割当に当たっては、

- ① 事業実施主体において、都道府県が実施する畜産クラスター計画の総合評価と畜産クラスター協議会が決定する優先順位等を踏まえて配分予定額を農林水産省に協議し、
- ② 事業実施主体は、農林水産省との協議結果を踏まえ、協議会単位で割当を行います。その際、割当対象となる機械装置についても明示して通知を行っています。

問86 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。

事業実施主体は、畜産クラスター協議会から提出された事業参加要望書に記載された優先順位に基づいて、割当対象となる取組主体と機械装置を決定しますので、都道府県との協議後は、優先順位の変更は行わずに事業参加申請書を提出してください。なお、提出の際は、補助対象外の機械装置は要望しないよう注意してください。

問87 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。

事業実施主体は、要望調査様式に記載された要望額を基に配分予定額を通知していますが、要望調査の段階で取組主体（畜産農家等）が導入を希望する機械装置の詳細が明らかでない場合があるため、事業実施主体において事業参加申請時に改めて確認することとしています。その結果、補助対象機械装置の一部又は全部が事業の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

問88 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のもを事業の対象としてもかまいませんか。

事業実施主体が畜産クラスター協議会に対して通知した配分予定額に残額が生じても次の優先順位のもを事業対象としてよいということにはなりません。これらの機械装置については、都道府県や事業実施主体等との協議が整っていないからです。

問89 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信ができなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の優先順位のことを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。

割当対象とならなかった機械装置を繰り上げて対象とすることはできません、

### 【事業参加申請】

問90 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認められる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更・廃盤・モデルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はどこまで認められますか。

- 1 事業参加要望書と事業参加申請書との内容に齟齬（例えば、飼料調製用機械装置として事業参加要望時にはホイールローダーとしていたものを事業参加申請時にはバックホー（補助対象外）を導入したいと申請）があった場合は、変更が認められないだけでなく、場合によってはホイールローダーの導入自体も認められないことになります。
- 2 なお、事業実施主体は、事業参加要望書の時点よりも事業参加申請書及び添付書類により詳しく確認しています。  
このため、機械装置の型式の変更、廃盤、モデルチェンジが伴う場合、台数・機種の変更があった場合には、内容を審査の上、変更の可否を判断しています。

問91 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのような場合ですか。また、その使用目的は何ですか。

- 1 事業実施主体は、取組主体（畜産農家等）から提出のあった事業参加要望書、事業参加申請書及び実績報告書の間には齟齬があった場合、なぜ齟齬が生じたのかを確認するため、取組主体等から顛末書の提出を求めることとしています。
- 2 なお、顛末書を求める理由としては、畜産クラスター事業に係る補助金を適切に交付していることを客観的に説明するためです。

問92 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知りたい場合の問い合わせ先を教えてください。

畜産クラスター協議会から参加申請書を事業実施主体に提出済みの場合は、窓口団体（都道府県畜産協会）にお問い合わせください。なお、事業参加申請書が窓口団体

に未提出の場合は、協議会にお問い合わせください。

問93 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。

- 1 共同で利用する機械装置と同じ機械装置の申請は、過剰な投資や利用率の低下につながり、補助金返還等の対象となる恐れがあることから、控えるべきと考えます。
- 2 どうしても事業参加申請を行う場合には、畜産クラスター協議会において、既存の畜産クラスター計画を見直しするとともに、都道府県への協議を行い、承認が得られて上で、事業参加申請が提出できる状況になります。

### 【成果目標】

問94 機械導入事業の成果目標はどのように考えれば良いのですか。

- 1 事業参加要望書等に記載していただく成果目標値は、現状値に対する改善率であり、目標年度は、事業実施年度（機械を導入する年度）の翌年度となります。計算方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{目標値（事業実施年度の翌年度の値）} - \text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}{\text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}$$

※ 目標値／現状値 ではないことに注意

- 2 成果目標は、実施要領において、事業実施年度の翌年度に達成すべき水準として設定することとしています。

#### (1) 大規模経営

- ア 販売額の8%以上の増加
- イ 生産コストの8%以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の8%以上の増加

#### (2) 中小規模経営

- ア 販売額の5%以上の増加
- イ 生産コストの5%以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加

#### (3) 飼料生産受託組織等

- ア 販売額の5%以上の増加

- イ 生産コストの5%以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
- エ 自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加

(4) 環境優先枠で施設整備と一体的に機械を導入する地方公共団体

当該機械装置の導入に係る家畜排せつ物処理施設を利用する畜産農家の家畜排せつ物処理費用の5%以上の削減とする。

(5) 畜産経営基盤継承支援事業に取り組む者

生産量又は販売額の5%以上の向上とする。

3 成果目標の設定に当たっては、機械導入を含む畜産経営の収益性向上のための取組によって達成する目標を設定してください。例えば、

① 飼養規模拡大のために必要な機械装置を導入する場合：

飼養規模拡大による販売額増加

② 労働負担を軽減するために省力化機械を導入する場合：

労働時間減少に伴う労働費（家族労働費含む）の低減によるコスト削減

労働余力を飼養管理の改善に振り向けることによる販売額増加や所得向上

などが考えられます。

なお、販売額や生産コストを金額で表すことが明らかに困難な場合については、販売額の増加や生産コストの削減につながるものが明らかな他の指標（生産量や飼養頭数の増加等）を目標値として設定することはやむを得ません。

4 協議会は、事業実施翌年度に効果の検証を行い、成果報告書を提出することとなっています。また、目標を達成していない取組主体であって、改善が見込まれないと判断される場合は、調査・報告を求めることがありますので、

① 取組主体においては、導入した機械装置の維持管理及び使用状況について記録するとともに、

② 畜産クラスター協議会、リース事業者においては、それらを含めたリース状況について把握をお願いします。

問95 機械導入事業の成果目標は、経営全体について5%改善する必要があるのですか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費のみの5%削減でも良いのではないのでしょうか。

1 機械装置は、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資するものとされています。

このため、必ずしも経営全体で見た販売額やコストが5%改善しなくても、機械導入により高度化・省力化される部分について生産コスト削減が実現されることを



目標として設定することも可能です。ご質問のように、飼料収穫機を導入した場合には、そのことによって飼料生産を効率化・拡大して自給飼料利用量を増やし、飼料費全体を低減することを目標に設定することができます。

- 2 また、例えば堆肥の切り返し装置を導入した場合であれば、
- ① 良質な堆肥生産による堆肥販売の拡大による副産物価額の増加
  - ② ふん尿処理に係る経費の削減
- 等を目標として設定することも可能です。

問96 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりませんか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な機械装置を導入する場合は、その取組全体の効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼養規模を拡大する取組に必要な機械装置として、ふん尿処理量の増加に対応するための堆肥調整装置を導入する場合であれば、飼養規模の拡大による販売額増加効果等を成果目標として設定することが可能です。

問97 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いのですか。

このような場合、機械導入翌年度に検証可能であって、販売額の増加や生産コストの削減につながる事が明らかな指標（例えば受胎率、分娩間隔等）を基に見込まれる効果（分娩間隔の短縮により見込まれる子牛1頭当たり生産コストの削減や、子牛出荷頭数の増加により見込まれる販売額の増加）として5%以上（大規模経営にあっては8%以上）改善することを説明する必要があります。

問98 販売額の増加を目標とする場合、生産物価格（単価）は変動しないと仮定してかまいませんか。

- 1 事業実施翌年度の生産物価格は、成果目標を設定する時点で確実性を持って見通すことは難しいため、実績値から変動しないと仮定してかまいません。
- 2 なお、事業実績報告に当たっては、大幅な価格変動があった場合は、これを外的要因として排除し、価格を補正した上で、成果実績を分析し考察してください。

問99 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換算して成果目標として設定しなくてはなりませんか。

- 1 成果目標について、金額に換算することが難しい場合は、労働時間の減少を目標値としてもかまいません。ただし、全労働時間に対して5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の削減目標とする必要があります。
- 2 省力化機械を導入する場合の成果目標の設定方法としては、生産コスト削減のほかに、節約された労働時間を経営改善のための取組に振り向けることによる販売額の増加や農業所得等の増加とすることが考えられます。

問100 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。

- 1 自家発電機は、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであつて、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる状況であれば、補助の対象としています。
- 2 このため、一体的に導入する搾乳ロボット等、他の補助対象機械装置と同じ成果目標を自家発電機の成果目標として設定して差し支えありません。

問101 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%（大規模経営にあつては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な複数の機械装置を導入する場合は、その取組による経営全体に対する効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼料収穫機と搾乳ロボットをそれぞれ導入する場合に、
  - (1) 規模拡大等により経営全体の収益性を向上するために必要な飼料収穫機と搾乳ロボットを導入し、経営全体で5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の農業所得増加を達成することを目標として設定
  - (2) 飼料コスト低減による生産コストの5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の削減を図るために飼料収穫機を導入するとともに、生乳生産量増加による販売額の5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の増加を図るために搾乳ロボットを導入するといった、別々の成果目標を設定のいずれも可能です。

問102 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で前年度の数値がわからない場合はどうすれば良いですか。

取組主体（畜産農家等）からの要望調査表の提出に当たっては、現状値は原則として機械導入の前年度の実績値としますが、要望調査のタイミングにより導入の前年度の実績値が明らかでない場合は、その前年度（導入の前々年度）の実績値を現状値としてもかまいません。

問103 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えれば良いのですか。

そのような場合は、目標値の年度は実際に機械が導入された翌年度の値としてください。なお、現状値については、当初設定した年度のままにかまいません。

問104 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業において、導入した機械装置を用いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりますか。

収穫量の10%以上の増加は、草地管理の改善等の他、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となります。（ただし、新規組織はこの要件に該当しません）

問105 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

V－問59のとおり。

問106 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

V－問60のとおり。

### 【事務の委託】

問107 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。

事業実施主体の業務は、その一部を委託することは可能ですが、畜産クラスター協

議会の構成員である団体に委託する場合は、委託業務と協議会の業務を明確に区別し、公平性が確保されていることを事業実施主体が確認する必要があると考えます。

### 【与信審査】

問108 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。

リース事業者による与信審査は、リース事業者によってタイミングが異なりますので、取組主体（畜産農家等）が契約することになるリース事業者に確認してください。

問109 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影響がでることも考えられますが、事業参加申請書を分割して提出することは可能ですか。

機械装置の早期導入を図るため、準備が整った事業参加申請書は早めに承認することが望ましいと考えます。このため、取組主体においては、窓口団体（県畜産協会等）と相談のうえで分割提出することも可能にしています。

### 【リース会社の選定】

問110 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。

- 1 取組主体（畜産農家等）とリース契約を締結するリース事業者は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を適切に処理できる等の確認を受けたリース事業者となります。
- 2 なお、現在利用できるリース事業者については、基金管理団体のホームページ（※）にて公表しています。  
※中央畜産会ホームページ（畜産クラスター）  
<http://jlia.lin.gr.jp/cl>
- 3 リース事業者の選定に当たっては、複数の見積りを徴取し、附加貸付料等の低減を図るよう努めてください。

問111 リース期間はどのようにして決められますか。

- 1 所有権を移転する場合は、1年から法定耐用年数の範囲内で、1年単位で取組主体とリース事業者との契約により決定します。

2 所有権を移転しない場合は、法定耐用年数をリース期間とすることとしています。

問112 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。

- 1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、機械を貸付するリース事業者に対して機械の取得に必要な費用の一部を補助するものです。契約したリース事業者が倒産又はリース部門を廃止した場合には、当該リース事業者の債権等を引き受けた他のリース事業者が本事業による契約を継続する必要があります。
- 2 また、このような事案が発生した場合には、窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体に一報ください。

問113 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で1つに絞っても良いのですか。

リース事業者の選定に当たっては、極力低廉なリース料となるよう、原則として、取組主体が複数のリース事業者から選択できるようにしてください。また、仮に畜産クラスター協議会がリース事業者を選定する場合にあっても、協議会は、価格等経済合理性を十分に勘案し、かつ、生産者の意向を十分に反映した上で、リース事業者を選択するものとします。

### 【その他】

問114 酪農から繁殖経営へ転換した場合、クラスター計画や成果目標の変更手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。

このような事案が判明した場合、又は今後予定される場合には、まず、畜産クラスター協議会からクラスター計画を認定している都道府県にご相談ください。その後、クラスター計画の変更や導入した機械が今後も事業目的を継承できるか否かなどを検討した上で、協議会から窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体と協議することとなります。

問115 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。

- 1 都道府県が、地域の畜産の収益性向上の取組に積極的に関与することが重要ですので、都道府県知事が畜産クラスター計画を認定することとしています。

- 2 また、都道府県は、事業参加要望段階から本事業に係方針を示すとともに、畜産クラスター協議会が付した機械装置の優先順位に意見表明ができる等、積極的に関与する仕組みとなっています。
- 3 さらに、貸付対象機械装置に都道府県知事の特認を認めていることから、その決定を行っていただくとともに、申請に当たって事業実施主体からの求めに応じて必要な助言や指導・監督を行っていただきます。また、事業内容の周知、円滑な事業実施について、各種の御指導をお願いします。

問116 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。

事業参加申請とリース契約との関係は基本的に以下の様になります。

- ① 取組主体（畜産農家等）は、事前に導入したい機械装置を選定して、契約するリース事業者等と調整を行う等、機械導入事業へ参加する準備をしていただき、畜産クラスター協議会及び窓口団体を通じて事業実施主体に事業参加申請書及び添付資料を提出してください。
- ② 事業実施主体は、窓口団体（県畜産協会等）を通じて畜産クラスター協議会から提出のあった事業参加申請書及び添付資料の内容について審査し、補助対象として認められる場合には、協議会に対して通知（事業参加申請書の承認通知）しますので、それをもって、リース事業者と正式にリース契約を締結してください。
- ③ 取組主体は、リース契約の締結後において、機械装置が納入され次第、動作確認等を行った上で、リース事業者が定める手続きを行い、問題がなければリース事業者との間でリース契約が開始されます。
- ④ なお、取組主体は、実績報告に当たり、リース契約書の写しを添付することになっております。

問117 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可能ですか。

農協等（農協連、農協、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合又は事業協同組合連合会）から取組主体への再貸付は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的である場合のみ可能です。その要件は、次のいずれかに該当する場合に限ります。

- ① 複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合
- ② その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要であると当該取組主体の所属する畜産クラスター協議会が認める場合

問118 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかまいませんか。

リース方式の場合は、費用対効果分析は要件としていません（購入方式の場合は必要となります）。

問119 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積により選定すれば良いのですか。

取組主体（畜産農家等）における機械装置の導入に当たっては、公正な競争が働く手法により、適正な価格で導入できるよう努める必要があることから、原則として3者以上の販売業者から見積書を徴取し、最も低い価格を提示したところから導入します。（なお、農協も販売業者の一つとなることが可能です。）

問120 3者見積を行うにあたり留意すべきことはありますか。

3者見積を行う際は以下に留意してください。

- ① 導入する機械装置の選定に当たっては、利用規模に即した適正なものを選定し、性能等が過大とならないようにすること。
- ② 複数の同一規格の機械装置を導入する場合（再貸付の場合を含む）には、まとめて3者見積を行うことにより価格低減のためのスケールメリットを働かせるなど、適正な価格で導入できるよう取り組むこと。
- ③ できるだけメーカー指定・型式指定を行わず、仕様のみ指定とする等により、価格低減に努めること。
- ④ できるだけ同一の日付の見積を取ること。同一の日付でない場合は、競争性が担保されていることが確認できるようにすること。
- ⑤ 協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積をとる場合には、透明性を確保するため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積をとること。

問121 中古機械を導入する場合も3者見積は必要ですか。他に必要なものはありますか。

中古機械を導入する場合は、原則として3者見積に加え、中古機械販売店が作成する残存価格や残存耐用年数を評価した評価書が必要となります。

問122 見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）が良いのですか。

見積書の消費税の取扱いについては、機械装置の販売業者から徴収する見積書で処理されている方法で特に問題ありません。

問123 取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。

- 1 機械装置が事業目的に反して利用されていることが判明した場合は、補助金を返還することとなります。
- 2 返還方法としては、
  - ① 購入方式の場合は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を交付した畜産クラスター協議会に、
  - ② リース方式の場合は、基金管理団体から補助金を交付したリース事業者に、それぞれ請求することになります。
- 3 畜産クラスター協議会及びリース事業者は、補助金相当分を取組主体から回収する必要があるため、リース契約の締結等に当たっては、取組主体、リース事業者及び機械販売会社等の間で必要な取り決めを契約内容に盛り込む等の措置をお願いします。  
また、リース事業者と取組主体間のリース契約については、契約破棄とするか、契約内容の見直し等により当該リース契約を継続するか等の対応をお願いします。
- 4 なお、取組主体は、このような事態が生じないよう、事業趣旨を理解し、適切に機械装置を利用するとともに、地域の農協、普及センター等関係機関においては、このような事案が生じないよう指導の徹底をお願いします。

問124 機械導入事業でも、施設整備事業（ハード事業）のような規模拡大等の要件は課せられますか。

機械導入事業については、規模拡大要件は課せられていませんが、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物の新規需要の創出又は飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上に必要な機械装置を導入してください。



問125 機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。

本事業は、導入する機械装置の本体価額の2分の1を支援する事業であることから、機械装置の設置に必要な工事費等については対象としていません。また、リース契約に基づく設置場所又は保管場所への運送費も対象としていません。

問126 納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いのですか。

予定していた機械装置の型式と違うものが納入されていたことが判明した場合には、速やかに正しい型式の機械装置に交換してもらってください。

納入時の機械装置の型式等の確認は、取組主体（畜産農家等）に行っていただきますが、このような事態とならないように、まずは、取組主体（畜産農家等）自らの責任において、機械装置の納入時に希望している型式等のものか、リース契約書に記載されている型式等とも照らし合わせて確認するなど、リース契約締結時、納品時等に、確実に確認するようお願いいたします。

問127 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。

将来的な増産等の計画内容については、現状値を基にした試算結果と、その根拠となる地域の平均値などの数値の出典を明確にし、対外的に問われた場合等に、その計画の妥当性を説明できるように整理しておいてください。

問128 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。

- 1 機械装置の購入に際しては、3者以上の複数の販売業者からの見積書を徴取し、一番低い価格を提示したところから機械装置を購入することになりますが、農協もその1者となることが可能です。
- 2 なお、協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積をとる場合には、透明性の確保が一層求められるため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積をとるようにしてください。

問129 取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良いのですか。

- 1 事業の対象となっている機械装置が災害の発生により被災した場合であって、修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要です。修理できない場合で新品に交換される場合は、財産処分の手続きが必要となります。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 2 また、被災により全損扱いとなり、事業を中止する場合は、取組主体等から協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に災害報告を提出してください。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 3 なお、通常使用により機械が全損し、事業を中止する場合は、補助金返還の手続きが必要となりますので、窓口団体へご相談ください。

※畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の第4も参照ください。

問130 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。

- 1 必要な手付きを経て名義変更を行う必要がありますので、このような事案が判明した場合、又は今後予定される場合には、窓口団体及びリース会社にご相談ください。
- 2 なお、導入した機械の事業目的を今後とも継承していただけるかどうかで、補助金返還が発生するかどうか判断されます（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程第4を参照ください）。

## VII 実証支援事業

### 【趣旨】

問1 実証支援事業を行うのはなぜですか。

- 1 実証支援事業は、地域の畜産関係者等の連携・協力の下、畜産クラスター協議会において、収益力の向上を図るために何をすべきか検討し、その検討結果を踏まえて先進地域への調査や自給飼料や乳質の品質向上のための実証試験等を行うとともに、調査・実証試験等の結果を地域に反映させていく必要があると考えます。
- 2 このため、肉用牛・酪農重点化枠では、肉用牛・酪農の生産基盤の強化を重点的に行う必要があるため、国産チーズ振興枠では、国産チーズ等の競争力を高めるとともに、原乳の品質向上・ブランド化の取組を進める必要があるため、実証支援事業について、施設整備事業や機械導入事業と一体的に実施することとしています。
- 3 また、通常（枠外）で施設整備や機械導入を行う場合であっても実証支援事業の取組を行った結果、施設整備や機械導入が必要と言えることが好ましいと考えます。

### 【実証支援事業における複数年度事業等】

問2 実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。

実証支援事業については、期限を区切って効率的に成果を出していただく観点から、単年度の取組としています。

問3 これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して要望することは可能ですか。

同じ内容の事業を継続することはできませんが、これまでの成果を踏まえ、さらに発展させた取組を行う場合については、新たな実証支援事業として応募することは可能です。

### 【補助対象経費】

問4 実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となりますか。

- 1 実証支援事業の補助対象経費は、要領別紙3の別表1において、検討会の開催、先進地域等調査、畜産クラスターによる収益性向上に向けた取組の実証に必要な経費としています。
- 2 種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材については、実証の取組を行う上で追加的に必要となるもので、かつ、内容に不可欠な資材として認められる範囲内においては対象としますが、経常的な経費になるような場合は認められません。

問5 畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析等を行う経費は補助対象経費に該当しますか。

- 1 県の試験場等が畜産クラスター協議会の構成員である場合は、役務費として支出することが可能です。
- 2 なお、畜産クラスター協議会の構成員外である場合は、検査料等として支出することが可能です。

問6 広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。

例えば、実証試験で使用するリースによる車両借上経費は、補助対象としています。また、堆肥の広域的な流通等の取組で発生するサンプル輸送の経費も補助対象としています。

問7 飼養試験の範囲はどうなっていますか。

一定条件下で家畜を飼育し、発育、増体成績、産乳成績、繁殖成績を判定するもの（と体の判定を含む）です。

## 【成果目標】

問8 「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」に成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付す規定を追加したのか。

- 1 機械導入事業は、平成27年度補正予算から実施してきたところであり、令和元年度補正で5年目の事業となることから、内部的にも対外的にも事業の成果が求められている状況になっております。
- 2 一方、本事業における成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度としており、平成27年度補正で実施した事業は29年度に、また、28年度補正で実施した事業は令和元年度にそれぞれ協議会から地方農政局長、都道府県知事及び基金管理団体の長に対して事業成果実績を報告することになっており、成果目標の実績の確認が可能となります。

## 【その他】

問9 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。

必ずしも協議会間で連携する必要はありません。

例えば、畜産地帯から遠隔地の耕種地帯に堆肥を供給する場合のように、協議会が、新たな連携先を模索するような取組については、必ずしも連携先となる耕種農家が畜産クラスター協議会の一員である必要はありません。

問10 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

目標年度は、事業実施年度を含む4年後とし、その翌年度を評価年度とします。

問11 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれば良いのですか。

事業の申請先は地方農政局等となります。ただし、申請に際し、畜産クラスター協議会は、都道府県知事の意見を聴く必要があることから、事業の参加を希望する場合は、各都道府県に相談してください。

## Ⅷ その他

問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。

- 1 ハード事業については、整備内容によっては高額な事業費が見込まれるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 2 また、ソフト事業については、新設の畜産クラスター協議会が事業実施主体となることが想定され、まだ財政基盤が安定しないことが想定されるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 3 なお、「概算払」は交付決定の額の範囲内で実績に応じて支払われるものであり、実績の伴わない「前払」とは異なりますので留意してください。

問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。

- 1 申請書類の審査に時間を要する原因として、必要事項の記入漏れや不正確な記入による差し替え、必要な添付書類の添付漏れ等があります。このため、Q&Aを参考にさせていただくとともに、不明な点があれば、クラスター協議会、都道府県や国の機関である地方農政局（北海道は農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）にお問い合わせをお願いします。
- 2 なお、機械導入事業については、令和元年度補正から、都道府県を事業の区域とした民間団体を公募により選定し、事業実施主体として実施いただくことにより、事務の迅速化を図ることにしております。

問3 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どのような雇用形態をいいますか。

- 1 期間の定めのない労働契約（雇用者が使用者の元で従業して永久的（定年制なし）または定年まで雇用期間を定めない雇用形態）を結んでいる雇用になります。
- 2 なお、労働者が日本人または外国人に関係なく、同様の取り扱いになります。

## Ⅸ 肉用牛・酪農重点化枠

問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。

- 1 肉用牛・酪農の生産基盤強化については、我が国の畜産振興において重要な課題となっており、「総合的なTPP等関連政策大綱」において、検討を継続する項目として位置付けられておりました。
- 2 肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるに当たっては、哺育育成部門や飼料生産部門などの地域的な分業化やICTの活用推進など、生産基盤の強化を図るための地域システムを構築することが効果的であると考えています。
- 3 このため、肉用牛・酪農重点化枠においては、既に地域的に生産基盤の強化に向けた取組が行われている地域を対象に、地域として取り組む具体的な取組を提示し、その取組を推進することをもって、肉用牛・酪農の生産基盤の強化のための優良な地域システムを構築することを目的としています。

問2 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で推進する具体的な取組は次のとおりです。
  - (1) 肉用牛
    - ① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築  
(飼料生産業務、哺育・育成業務、繁殖業務の外部化、分業化)
    - ② 受精卵移植技術の活用拡大  
(交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の拡大)
    - ③ ICTの活用推進  
(発情発見装置、分娩監視装置等の普及定着、活用推進)
    - ④ 繁殖・肥育一貫体制の構築  
(繁殖雌牛増頭による繁殖肥育一貫体制の構築)
  - (2) 酪農
    - ① 乳用後継牛の確保・育成の推進  
(性判別精液(受精卵)の計画的な活用、育成体制の構築)
    - ② 分業体制の構築・省力化の推進  
(飼料生産業務、哺育・育成業務の外部化、分業化を通じた生乳の生産量の拡大)

問3 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。

施設整備及び機械導入については、いずれかのみに取り組む場合も対象としますが、提示した取組に係る地域システムが機能するためには、技術的な安定が必要であることから、このことを目的とした実証支援の実施が必要です。

問4 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのようなものですか。

1 提示した取組に係る地域システムに直接関与する畜産経営等が支援の対象となります。

2 例えば、

(1) 哺育育成業務の外部化の取組であれば、

① 哺育・育成センターの整備

② ①の哺育・育成センターを活用する畜産農家の施設整備、機械導入が対象となります。

この場合、哺育・育成センターを活用しない畜産農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

(2) 乳用後継牛の確保の取組であれば、

① 性判別精液を活用して乳用後継牛の生産拡大に取り組む酪農家の施設整備、機械導入

② ①の酪農家が生産した子牛の育成を行うための哺育・育成施設の整備、機械導入

が対象となります。

この場合、乳用後継牛の生産拡大の取組を行わない酪農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

問5 現状水準の記載方法について、留意点はありますか。

1 「現状水準」は、地域システムの構築に向けて、準備状況、その実現可能性の取組への意欲をこれまでの取組状況により、確認するための指標です。

2 具体的には、肉用牛10項目、酪農11項目のうち4項目以上に取り組んでいることが要件となります。



- 3 「現状水準」の記載に当たっては、その取組状況について、1の状況がわかるよう、地域システムの構築に参画する構成員毎のこれまでの取組内容を具体的に数値を用いて記載するようにしてください。

《現状水準》

(肉用牛)

- ① 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ② 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ③ 分娩管理の外部化に取り組んでいること
- ④ 繁殖肥育の地域内一貫生産に取り組んでいること
- ⑤ 放牧に取り組んでいること
- ⑥ 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育に取り組んでいること
- ⑦ 発情発見装置等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑧ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑨ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑩ 継続的に研修生の受入れを行っていること

(酪農)

- ① 乳用牛の供用期間が各都道府県等地域の平均以上であること
- ② 地域の育成牛頭数の割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ③ 牛群検定への加入割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ④ 代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて飼養管理技術の改善指導に取り組んでいること
- ⑤ 性判別精液（受精卵）の活用実績があること
- ⑥ 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ⑦ 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ⑧ 搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑨ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑩ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑪ 継続的に研修生の受入れを行っていること

問6 目標水準の記載方法について、留意点はありますか。

- 1 「目標水準」は、地域システムを構築し、取組を行うことで得られる成果を、事業実施年度の翌年度から5年以内の達成目標として設定する水準です。
- 2 具体的には、肉用牛、酪農毎に示す目標水準以上の成果が期待される計画を有していることが要件となります。

- 3 また、「目標水準」の記載に当たっては、数値目標としての1に則り「目標水準」を記載するとともに、「目標水準」が達成される根拠について定量的に記載（参画するどの構成員がどのような取組をすることでどの程度目標水準の達成に資するか等）してください。

#### 《目標水準》

各取組共通の目標のほか、1つ以上の計画を有すること

#### 【肉用牛】

（各取組共通）

- 繁殖雌牛頭数を年当たり5ポイント以上向上すること

（選択制）

- ① 目標年度における繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上になると
- ② 目標年度における肥育牛出荷月齢を3ポイント以上短縮すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が10%以上向上すること

#### 【酪農】

（各取組共通）

- 生乳生産量を年当たり4ポイント以上増加すること

（選択制）

- ① 目標年度における乳用牛の供用期間が4ポイント以上増加（長期化）すること
- ② 目標年度における地域の育成牛頭数の割合が4ポイント以上増加すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が10%以上向上すること

問7 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。具体的な採択方法を教えてください。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠は、取組が他の地域へ普及すべき優良なモデルとなることを期待するものであることから、外部有識者の意見を聴取の上、農林水産省が採択する取組を決定することとします。

- 2 外部有識者からの意見聴取に当たっては、以下のとおりとします。

#### （1）事前整理

肉用牛・酪農重点化枠への提出があった計画について、都道府県が実施した総合評価結果、地方農政局等のヒアリング結果等を踏まえ、事業担当課（農林水産省畜産企画課）において、採択対象となる計画から除外する場合があります。

#### （2）評価委員会の開催

肉用牛・酪農重点化枠に係る採択対象計画の選定に当たって、事業担当課は、外部有識者による評価委員会に意見を聴取するものとし、評価委員会による評価が行われます。

評価委員会による評価は以下のとおりとします。

(3) 評価委員会における評価

評価委員会における評価は、以下の項目について総合的に行います。

肉用牛・酪農重点化枠の取組に係る

- ① 現状水準
  - ② 取組内容、行動計画
  - ③ 目標水準
  - ④ 事業効果、普及性
- 等

(4) 評価の基準

(3) の評価項目についての評価基準は以下のとおりとします。

- ① 現状水準
  - ・ 地域システム構築に向けた現状の取組の積極性
  - ・ 現状の取組の目的や役割分担等の具体性
- ② 取組内容、行動計画
  - ・ 畜産クラスター計画における取組内容の具体性、実現可能性
  - ・ 参画する構成員の役割分担の明確性
- ③ 目標水準
  - ・ 目標水準の適切性
  - ・ 現状水準、取組内容、行動計画を踏まえた目標水準の達成可能性
- ④ 事業効果、普及性
  - ・ 取組の地域への波及効果
  - ・ モデルとしての普及性

3 なお、評価委員会における評価結果に基づき、畜産クラスター計画及び各事業実施計画の見直し・改善の指導をする場合があります。

問8 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。

1 肉用牛・酪農重点化枠は、生産基盤強化のための優良な地域モデルを構築し、他地域への横展開を図っていくことが重要です。

2 地域モデルが早期に構築され、その機能が発揮されるためには、

(1) 例えば、CBSでは、農家からCBSに安定的に繁殖牛が預託されるなど、地域農家による地域システムの利用が安定することが必要であること、

(2) 家畜の導入を貸付方式に限定した場合、農協の様に一定の資本を有し貸付主体になり得る者に取組が左右されることとなることから、このような貸付主体が不

在の場合であっても、規模拡大を行う中心的な経営体自らが家畜を導入することにより、地域システムの構築を図ることを可能とすることが効果的であることといった理由から、肉用牛・酪農重点化枠に限り、施設整備と一体的な家畜導入を購入方式でも認める要件緩和を講じるものです。

- 3 ただし、畜産クラスター事業は、肉用牛・酪農重点化枠であっても、補助単価や上限頭数については、他の取組と同様に上限（補助単価：妊娠牛27.5万円／頭、繁殖雌牛17.5万円／頭、繁殖用雌豚4万円／頭、上限頭数：50頭）を設けることとします。

問9 施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。

- 1 施設整備事業で導入した家畜については、貸し付け方式か購入方式かのいかんに関わらず財産処分制限がかかります。
- 2 具体的には、耐用年数期間（繁殖雌牛については6年、乳用牛については4年、繁殖用雌豚については3年）は、売却のみならず、補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付けや、担保等に供することは、原則、できません。
- 3 このため、処分制限期間内に家畜を売却等した場合には、補助金の返還が求められる場合があります。
- 4 ただし、繁殖機能障害や事故によりやむを得ず売却する必要がある場合には、売却前に都道府県に必ずご相談ください。

問10 支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で構築する地域システムは、地域内の関係者の相互理解の下に運営される必要があります。また、新たな雇用の創出等にもつながる取組であることが期待されます。さらに、優良な地域システムについては、国内の他地域への普及も望まれます。
- 2 このような地域システムの役割に対応するため、
  - (1) 協議会の構成員が研修を行う
  - (2) 新規就農者の創出につながる
  - (3) 他地域からの研修者の受け入れといった取組を行うための施設を対象とします。

3 このため、外国人研修生の宿泊等を目的とした施設は対象になりません。

問11 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画（2か年度）の事業計画も承認することは可能です。
- 2 この場合、複数年度の事業計画として認める事業は、肉用牛・酪農重点化枠の取組として位置付けられた施設整備に限ります。

## X 中山間地域優先枠

問1 中山間地域優先枠の目的は何ですか。

- 1 畜産・酪農は、中山間地域における基幹産業である一方、小規模な家族経営が主体であることや、地理的に農地等の確保が難しいなど規模拡大等を図る上での成約があります。
- 2 このため、中山間地域での畜産・酪農の営農の維持・拡大を図るとともに、中山間地域における課題解決に有効な取組を後押しするために、中山間地域の条件不利性も考慮した規模拡大要件の緩和等が措置された優先枠を設定したものです。

問2 中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。

中山間地域等とは、以下の11の法律等に定める地域に合致する地域をいいます。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規程に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規程に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規程に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規程により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- ④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ⑦ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- ⑩ 旧傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- ⑪ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付13統計第965号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

問3 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。

中山間地域優先枠での支援対象は、次の要件を満たす場合となります。

(1) 対象地域

問2の11地域に合致する地域を対象とします。

(2) 取組内容

①個別経営が施設整備を行う場合

施設整備を行う畜産経営においては、以下のいずれかに該当する取組が行われることが要件となります

ア) 中山間地域等において、放牧に継続的に取り組むこと

イ) 中山間地域等に存する傾斜地や耕作放棄地を活用した飼料生産を行うこと、又はこれらの土地で生産された飼料を継続的に利用すること

ウ) 中山間地域等の耕種農家との間での堆肥の供給、飼料用米、稲わら等の受入れを通じた耕畜連携の取組を行うこと

エ) 自らが生産する畜産物の高付加価値化のための施設整備であること

オ) 哺育育成、繁殖、飼料生産の作業の外部化を行うこと

カ) 後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること

キ) 中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承すること（貸借権による利用を含む）

②拠点（共同利用）の施設整備を行う場合

ア) 哺育・育成センターや繁殖センター等、対象地域の農家の家畜の預託を受けるための施設整備であること（利用者の過半が対象地域内に存在すること）

イ) コントラクターやTMRセンター等、中山間地域の飼料基盤を活用した飼料生産を行うための施設整備であること（取り扱う飼料の過半が対象地域内で生産されるものであること）

(3) 事業費の上限

総事業費2億円／件以下とする。

問4 取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とならない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。

- 1 中山間地域優先枠では、施設整備を行う畜産農家は「中山間地域」において、放牧等の取組を行うことが要件となっています。
- 2 このことは、中山間地域に存在する畜産農家が施設を整備することにより、傾斜地や耕作放棄地等の条件不利地の有効利用を図ることを目的としているためです。
- 3 このため、中山間地域優先枠による取組の実施や同枠で措置されている要件緩和等は、要件に定められた地域に合致する中山間地域に限定されます。

問5 中山間地域優先枠では、2か年事業はできないのですか。

- 1 2か年度事業が行える枠は、「肉用牛・酪農重点化枠」と「国産チーズ振興枠」の2種類であり、これらの枠は、地域的な規模拡大や分業化体制の構築、チーズ向け原料乳のコスト低減や高品質化といった特定の目的を達成するために設けられています。
- 2 また、目的を達成するのに必要な施設整備、機械導入、実証支援を一体的、かつ、総合的に支援する観点から、各事業計画を一体的に採択するとともに、後年度の予算を担保する仕組みの予算枠です。
- 3 一方で、中山間地域優先枠については、中山間地域で行われる収益力強化の取組を優先的に採択するために、要件の緩和などを適用する予算枠として設けられています。
- 4 このため、枠が設けられた目的、仕組みが異なっていることから、中山間地域優先枠で行う取組を2か年度事業として執行することはできません。



問6 取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。

1 事業実施計画を承認する際に、

(1) 後継者の概要

- ①年齢
- ②現在の職業、就学状況
- ③畜産業に携わった経験
- ④現経営主との関係

(2) 継承の方法

- ①現経営主の元に就農し（ており）、5年以内に独立する
- ②独立した部門経営を行う

(3) 意思の確認

- ①元に親元就農している
  - ②本人の就農の意思が明らかである
- ことを書面により確認するものとします。

2 なお、支援対象となる畜舎等は、1により確認された後継者が所有しているか、現経営主又は農協等から貸与されるものとします。

問7 「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのですか。

1 「後継者の確保」の取組は、中山間地域内の既存の畜産の経営資源を着実に引き継ぐことで、中山間地域における生産活動が維持、発展されることを目的としており、全くの新規就農は支援対象とはしていません。

2 ただし、新規就農者が第三者である現経営主の元で就農し、経営を継承する場合には支援対象とするほか、全くの新規就農の場合には一般枠等で支援することとしています。

問8 経営移譲が進むような支援がありますか。

1 畜産クラスター事業は地域の畜産の収益性向上に向けた地域の自主的な取組を支援する仕組みであるため、地域において経営移譲を進める具体的な取組を協議会で検討していただくことで、取組に必要な施設整備や機械導入が可能です。

- 2 ただし、施設、機械及び農地等の資産を売買で移譲する際の経費や就農前研修費、就農後の所得補償経費等については支援対象となりません。

問9 「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は賃貸料は補助対象となりますか。

- 1 畜舎や飼料畑の購入又は賃貸料は、補助対象とはなりません。畜舎の補改修の経費及び家畜の購入経費は補助対象となります。
- 2 ただし、家畜の購入経費については、市場を通すか、評価委員会による正当な額を定めることを要するものとします。

問10 飼料畑のみを継承し、畜舎を新築する場合にも補助対象となりますか。

- 1 この場合の畜舎の整備費については、補助対象となります。
- 2 なお、飼料畑の購入経費や賃貸料については、補助対象とはなりません。

問11 中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 中山間地域優先枠の採択に当たっては、都道府県が実施する総合評価結果やヒアリングの結果を基に優先順位の高い事業から、優先枠の範囲内で採択します。
- 2 また、中山間地域所得向上支援対策と連携し、統合的な採択を行うため、中山間地域所得向上支援対策を所管する農村振興局の意見を聴取し、特に優先すべき事業については、その中でも優先して採択する予定としています。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超え、枠内で割り当てできなかった事業は、一般枠の中で再審査します。

問12 中山間地域優先枠の要件の「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」とはどのような取組ですか。要件緩和の内容を教えてください。

- 1 例えば、地域の平均飼養頭数を20頭から22頭に増頭する計画の場合、地域全体の飼養頭数の伸び率は10%になります。
- 2 一方、現在10頭を飼養している者が、施設整備後15頭に増頭する計画の場合、その者の飼養頭数の伸び率は50%となり、地域全体の飼養頭数の伸び率(10%)以上の取組となります。
- 3 このように、地域全体の平均規模以上に規模拡大しなくても、地域全体の飼養頭数の伸び率に対して、施設整備を実施する取組主体の飼養頭数の伸び率が大きい取組である場合には、中山間地域優先枠での施設整備の対象となります。

問13 「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」が行われた場合、規模拡大要件について緩和されますが、この場合の「地域」とはどのような範囲を指しますか。

- 1 この場合の「地域」とは、施設整備事業における「地域の平均規模」を取る場合の「地域」とします（Ⅱの問3参照）。
- 2 ただし、施設整備を行う地域をより限定的に捉えることができる場合には、その地域とすることができるものとします。  
具体的には、中山間地域優先枠において施設整備を行う農家が所在する集落等を単位として、当該集落等に所在する畜産クラスター協議会の構成員である農家を特定できる場合や当該農家と畜産クラスター計画上の同一の取組に参画する構成員である農家を特定できる場合などには、その構成員の平均の伸び率を算出して用いることもできます。

問14 規模拡大要件が従来の「地域の平均規模以上の増頭」に加え「概ね全国平均規模以上の増頭」が追加され、いずれかを選択できるようになりましたが、中山間地域優先枠については変更がありますか。

中山間地域優先枠に関する規定については、「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」から変更はありません。

このため、中山間地域優先枠における「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」、一般枠の「地域の平均規模以上の増頭」又は「概ね全国平均規模以上の増頭」の3つから、地域の実情に応じて選択できることとなります。

問15 地域の飼養頭羽数の伸び率がマイナスであり、取組主体の飼養頭羽数の伸び率もマイナスとなる計画の場合、地域の飼養頭羽数の伸び率の減少率よりも小さい場合には支援対象となりますか。

- 1 中山間地域優先枠は、中山間地域における生産活動が維持・発展されることを目的として、優先して支援を行うものです。
- 2 このため、支援の結果、当該中山間地域における畜産業の所得向上が図られ、産業として成り立つことが求められることから、取組主体の伸び率がマイナスの場合については、支援対象になりません。

問16 中山間地域所得向上支援対策との関係を教えてください。

- 1 中山間地域所得向上支援対策は、市町村が策定する中山間地域所得向上計画に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援するものです。
- 2 畜産クラスター事業では、中山間地域所得向上計画を策定していない場合であっても、畜産クラスター事業の中山間地域優先枠の要件を満たせば、枠の中で優先的に採択することとしますが、中山間地域所得向上計画を策定する地域については、中山間地域における施策の整合性を図るため、農林水産省の中山間振興部局（農村振興局）に意見を聴取した上で、特に優先して採択することとします（ただし、畜産クラスター計画が一定水準に満たない場合には、採択できない場合もあります。）。
- 3 また、中山間地域所得向上計画に位置付けられた場合には、関連する他の補助事業を活用して、畜舎周りの鳥獣害防止柵の設置や飼料作物生産拡大のための基盤整備等に取り組める場合があります（ただし、他の補助事業の要件に基づいて事業実施する必要があります。）。
- 4 詳細は、中山間地域所得向上計画の策定主体である市町村等にお問い合わせください。

## XI 輸出拡大優先枠

問1 輸出拡大優先枠の目的は何ですか。

- 1 国産畜産物の輸出の安定的な拡大に資するため生産余力を創出することが重要であり、そのためには、生産量の拡大の他、輸出する際の諸条件等に対応できる畜産物の生産が必要です。
- 2 このため、輸出拡大に必要な生産基盤の整備や、輸出拡大に向けた畜産クラスター協議会の取組を支援することを目的としています。

問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。

輸出拡大優先枠においては、以下の要件を満たす畜産クラスター協議会の構成員が行う生産量の拡大や輸出に対応した生産基盤の整備のための施設整備を支援します。

- (1) 協議会の構成員に輸出に取り組む事業者が含まれていること
- (2) 安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画を踏まえた生産拡大計画を有すること
- (3) 生産する畜産物の輸出に当たって、畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画を有すること

問3 輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。

具体的な要件は以下のとおりです。

- (1) 協議会の構成員に含まれる「輸出に取り組む事業者」とは、畜産物（牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳及びその加工品）に係る輸出実績を有する、又は、その体制、事業内容から、継続的な輸出が行われると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施の翌年度から5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者をいいます。
- (2) 「輸出計画」とは、輸出に取り組む事業者が策定する輸出の相手国、数量等、輸出に向けた将来の目標が記載された任意の計画であり、畜産クラスター協議会と共有されている計画をいいます。

(3) 「生産拡大計画」とは、

輸出計画を踏まえて、安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、  
「輸出条件に合った生産方法の確保」について記載された計画であり、畜産クラスター計画への記載を持って代えることができます。

(4) 「畜種別統一ロゴマーク等の活用計画」とは、

(2) の「輸出計画」に畜種別統一ロゴマークを活用する計画をいいます。

問4 輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 都道府県が実施した総合評価結果を踏まえ、一定の水準にある計画について、優先枠の範囲内で優先採択をします。
- 2 このため、総合評価結果が低い場合には、採択されない場合もあります。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超える場合には、枠内で割り当てできなかった事業について、一般枠の中で再審査します。

問5 輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出される必要がありますか。

- 1 輸出拡大優先枠の目的は、輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出することにあります。
- 2 このため、事業を実施した畜産経営で生産された畜産物が輸出されなかったとしても、要件を満たさないことにはなりません。
- 3 しかしながら、協議会として生産拡大がなされず、輸出計画との整合性が図られていない場合には、改善を指導することとなります。

問6 輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出に取り組む事業者は、事業実施後5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者でなければなりません。
- 2 このため、事業実施後5年を経過しないうちに、輸出事業者が協議会構成員から

離脱し、輸出につながる取組が行われなくなった場合には、要件を満たさなくなる  
ことになり、補助金返還を求める場合もあります。

問 7 輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出の実現に当たっては、相手国の需要や動物検疫の問題等、多くの課題をクリアする必要があります。このため、やむを得ず輸出計画通りの輸出がなされない場合であれば、成果報告の際にその理由等を示していただくこととなります。
- 2 ただし、輸出に向けた取組が全くなされていないなど、適切な事業執行が行われていないと判断された場合には補助金返還を求める場合もあります。

## XII 国産チーズ振興枠

問1 国産チーズ振興枠ではどのような取組が支援対象となりますか。

国産チーズ振興枠は、原料乳のコスト低減や高品質化のための取組の強化を推進することを目的としており、

- ① チーズ製造業者と酪農経営が一体となった取組に必要な、施設整備、機械導入及び実証支援の一体的支援枠
- ② チーズ向け原料乳供給酪農経営の取組に必要な機械導入の支援枠を設けています。

問2 国産チーズ振興枠の高品質化要件について、既に乳質に関する基準の基準1及び基準2ともにクリアしている場合、支援対象となりますか。

- 1 高品質化要件は、国産チーズの競争力強化を図るため、生乳の高品質化を目指す取組を支援するために設けたものであり、施設整備を通じた取組により、生乳の品質が向上することが求められます。
- 2 現時点において乳質に関する基準をクリアしているということは、現状の施設やその施設内で行われている取組により、基準を超える生乳の生産が可能となっていることから、現状の水準を維持するだけでは、施設整備を支援する必要性に乏しいこととなります。
- 3 このため、現状で高品質化要件に係る乳質に関する基準をクリアしている場合は、基準のうち、いずれかの項目の更なる改善が図られる目標が設定され、その改善目標について相当の理由が認められる取組であることが必要です。
- 4 なお、規模拡大や生産効率向上が図られる取組の場合にあっては、規模拡大要件や生産効率向上要件を適用することで支援対象となることは可能です。

問3 国産チーズ振興枠に取り組む場合、高品質化のための目標設定は必須ですか。

- 1 国産チーズ振興枠では、①増頭要件、②生産効率向上要件、③高品質化要件のいずれかを選択する仕組みとなっています。
- 2 このため、①増頭要件又は②生産効率向上要件を選択した場合、高品質化のための目標設定は不要です。



- 3 ただし、チーズメーカー等の参画や乳質改善、生産コスト低減等のための実証支援事業の実施といった本振興枠に係る要件について満たす必要があります。

問4 国産チーズ振興枠で、アイスクリームやバターなど他の乳製品を製造するための施設は支援対象になりますか（例えば、アイスクリームの製造施設だけを整備することは可能でしょうか）。

- 1 取組主体がチーズの生産とあわせてその他の乳製品を生産するなど、国産チーズ振興の為の取組に必要な施設として畜産クラスター計画に位置付けられる場合は、チーズ振興枠で一体的に整備することが可能です。
- 2 アイスクリームの製造施設だけを整備する取組主体の場合、チーズ振興のための取組として位置付けることが困難であると考えられますが、例えば、既にチーズ製造を行っており、乳製品の生産拡大を行うために高品質な生乳生産を拡大し、既存のチーズ製造と新規のアイスクリーム製造を並行して行う場合などには、支援対象となる場合もあります。

問5 国産チーズ振興枠では、協議会の構成員に乳業メーカー等の参画を要件としていますが、公正な生乳取引の観点で問題はないですか。

- 1 国産チーズ振興枠は、国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにし、また、原料面での原料乳の低コスト化・高品質化の取組強化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化等を推進するための取組に支援するものです。
- 2 この目的を達成するため、チーズ製造を行うための知見と実績を有している乳業メーカーやチーズ工房等が畜産クラスター協議会の構成員として、生乳生産の技術的な指導・助言などを行う立場として参画することを想定しています。
- 3 このため、乳業メーカーが構成員のメンバーとして参画する場合には、公正な取引を阻害する恐れがある行為や、生産者等への過剰な関与を防止する観点から、畜産クラスター計画において、国産チーズ振興枠としての取組ごとに、乳業メーカーの構成員としての役割を明確に位置付けることが適切です。

問6 国産チーズ振興枠のうち、チーズ製造業者と一体の取組において機械導入を行う者は実証支援の実施が必須となっていますが、導入する機械は実証支援の内容に合致したものである必要はありますか。

1 国産チーズ振興枠は、原料乳のコスト低減や高品質化のために、チーズ製造業者と酪農経営が一体となった取組又は、チーズ向け原料乳の供給を行う酪農経営の取組の支援を目的としており、効果的な実施のために、施設整備、機械導入、実証支援が一体的に取り組むことができる仕組みとなっています。

2 このため、同枠により整備した施設や導入した機械が、チーズ向け原料乳生産コストの低減や高品質化にどのように関連し、その効果がどの程度発現したかを的確に把握する必要があることから、同枠を利用する場合は、クラスター協議会による実証支援の実施が要件となっております。

また、施設整備を行う取組主体、機械導入を行う取組主体については、クラスター協議会が実施する実証支援に参加する必要があります。

3 従って、事業効果を検証する上で、実証支援により得られたデータを活用することが国産チーズ振興枠の取組として畜産クラスター計画の目的、取組内容、行動計画及び期待される効果に盛り込まれていなければ補助の対象になりません。

問7 国産チーズ振興枠に取り組む場合に参画するチーズ製造業者等は、協議会の取組の範囲の中で、チーズ製造を行っている必要がありますか。

1 協議会に参画するチーズ製造業者の職員等については、本社、支社、工場、研究所等の所属のいかんを問わず、自社が求めるチーズ向け生乳の品質について、適切な指導、助言等を行うことができる知見を有する者とします。

2 このため、必ずしも協議会が活動する地域内にチーズを製造するための工場や工房がなくても構いません。

問8 国産チーズ振興枠のうち、「原料乳生産酪農経営の取組」においては、チーズ向け原料乳を供給していることをどのように確認するのですか。

1 「原料乳生産酪農経営の取組」支援枠においては、チーズ工房との契約に基づきチーズ向け原料乳の供給を行う酪農経営及び自らチーズ工房を営む酪農経営が行う、コスト低減や高品質化のための機械導入を支援します。

- 2 このため、チーズ向け原料乳の供給をしていることの確認は、
- ① チーズ工房との契約に基づきチーズ向け原料乳の供給を行っている場合は、原料乳の供給を行っていることを示すチーズ工房との契約書の写し
  - ② 自らチーズ生産を行っている場合は、食品衛生法に基づく営業許可（乳製品製造業（チーズ製造））の写し
- を事業参加申請書に添付することによって行うこととしています。

問9 「チーズ製造業者と一体の取組」を行う場合、複数年度での施設整備は可能ですか。

- 1 国産チーズ振興枠のうち「チーズ製造業者と一体の取組」については、複数年度計画での施設整備も認めることとしています（各施設の整備は単年度計画で実施）。
- 2 ただし、平成30年度補正予算では、国産チーズ振興枠の予算のうち50億円が公債対象経費として措置されたため、施設整備については公債対象経費（一般予算）から執行することとなり、複数年度計画の2年度目の計画分については、2年度目の交付申請時の予算措置状況等を考慮した上で、一般予算又は基金のいずれかから支援をすることとなります。
- 3 なお、施設整備事業については、複数の施設を整備する必要があり複数年度計画で整備をする場合であっても、各施設の整備は単年度計画で実施することとなっており、かつ、毎年度交付申請を行う仕組みであることから、毎年度手続きをしていただくこととなりますが、一般予算又は基金のどちらから支援を行う場合であっても、協議会段階での基本的な手続きに変わりはありません。

### XIII 環境優先枠

問1 環境優先枠の目的は何ですか

- 1 畜産経営が発展するためには、家畜排せつ物の利用の促進を図る必要があります。また、混住化の進展による周辺住民の苦情問題の深刻化や、環境規制の強化も懸念されます
- 2 このため、家畜排せつ物の適切な処理と畜産環境対策の取組を推進することを目的に、優先枠として設定されたものです。

問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。

環境優先枠での支援対象は、次の要件を満たす場合です。

#### (1) 対象施設

- ① 個別経営が行う、家畜排せつ物処理施設の整備又は補改修※
  - ② 地方公共団体が行う、共同利用家畜排せつ物処理施設の整備又は補改修※
- ※補改修は、処理能力向上のための増設・改修に限り、更新や単なる補修は対象になりません。

#### (2) 取組内容

施設整備を行う取組主体において、以下のいずれかの取組を行なうこと。

- ① 堆肥等の地域内利用の推進  
例：自給飼料の生産拡大による経営内利用の推進、耕畜連携による堆肥利用拡大の推進、コントラクター等の外部支援組織の活用による堆肥散布作業の軽減 等
- ② 堆肥等の広域流通の推進  
例：広域流通に適した形態に加工する取組、広域流通拡大のため堆肥の保管及び流通経費削減を図る取組、堆肥成分の分析結果をインターネット等で情報発信しより多くの需用者に情報提供する取組 等
- ③ 堆肥等の品質向上の推進  
例：堆肥等の肥料成分の安定・向上を図るために適時の発酵処理をする取組、堆肥を含む普通肥料の製造の取組、固液分離後に液状分を確実に曝気してすき混む取組 等
- ④ 環境負荷低減  
例：悪臭の発生防止及び低減、水質汚濁の発生防止及び低減、害虫の発生防止 等

(3) 取組要件

- ① 個別経営にあっては、地域の平均規模以上に規模拡大すること
- ② 地方公共団体が取組主体になる場合にあっては、地域全体で飼養頭羽数の増加を図ること。

(4) 成果目標

- ① 個別経営にあっては、以下のいずれかの成果目標を設定すること。
  - ア) 販売額の10%以上の増加
  - イ) 生産コストの10%以上の削減
  - ウ) 農業所得又は営業利益の10%以上の増加
- ② 地方公共団体が取組主体になる場合にあっては、施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について10%以上削減を図ること。

問3 環境優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 都道府県が実施した総合評価結果を踏まえ、一定の水準にある事業計画について、環境優先枠の範囲内で優先採択をします。
- 2 このため、総合評価結果が低い場合、採択されない場合もあります。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超える場合、枠内で割当ができなかった事業計画について、一般枠の中で再審査します。

問4 環境優先枠では、補助対象として新たに追加された施設等がありますか。

環境優先枠は、家畜排せつ物処理施設単独で整備を行う事業計画を優先的に採択するための予算割当の仕組みとなりますので、補助対象として新たに追加された施設等はありません。

問5 環境優先枠では発電施設等も対象となりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 発電施設は生産工程との直接的な関係が成立しないこと、家畜排せつ物処理施設とは言えないことから、補助の対象になりません。

問6 家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合、環境優先枠の対象になりますか。

- 1 環境優先枠の対象は、家畜排せつ物処理施設のための整備又は補改修に限ります。
- 2 家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合には、環境優先枠以外での事業の実施を検討してください。

問7 パーラー排水の処理施設も対象となりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 パーラー排水の処理施設は生産工程との直接的に関係するパーラーの附帯設備であるため、排水の処理施設単独では生産工程に直接的に関係するとは言い難い設備です。
- 3 このため、パーラーと一体的に整備することは可能ですが、単独で整備する場合は補助の対象になりません。

問8 地方公共団体が取組主体になる場合、整備した施設を貸し付けなくてもよいのですか。

環境優先枠で地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、地方公共団体が自ら管理・運営する施設の整備を行うことができます。

問9 中山間地域で家畜排せつ物処理施設を整備する場合であっても、規模拡大の要件は緩和されないのですか。

- 1 環境優先枠で取り組む場合には、規模拡大要件の緩和はありません。（問2参照）
- 2 ただし、施設を整備する地域が中山間地域に該当する場合であって、中山間地域優先枠の取組として事業を実施する場合には、規模拡大要件の緩和※が適用されます。
- 3 このため、規模拡大要件の緩和の適用を希望する場合には、中山間地域優先枠で

の事業の実施を検討してください。

※事業実施する地域における規模拡大率（飼養規模の平均増加率）以上に経営規模を拡大すること。（X 中山間地域優先枠 問12 参照）

問10 環境優先枠で取り組む場合、成果目標は緩和されないのですか。

畜産クラスター事業は、収益性の向上を目的として実施する事業であることから、環境優先枠で取り組む場合であっても、他の優先枠と同様の収益性向上に係る成果目標の設定が必要です。

問11 地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する際の成果目標については、地域の飼養頭羽数増加と施設利用者の処理費用の低下の2つの目標をクリアしなければならないのですか。

- 1 地方公共団体については、家畜を飼養していないため家畜排せつ物処理施設を整備しても増頭効果が得られないことから、設定する成果目標は地方自治体が高齢者が得るものとはせずに、施設利用者が得られる効果である「施設利用者の処理費用の低下」を特例として設けたところです。
- 2 また、飼養頭羽数増加は要件であることから、共同利用家畜排せつ物処理施設整備する場合は、畜産クラスター協議会の構成員の畜産経営から排泄される家畜排せつ物を一括で処理することにより、地域全体で飼養頭羽数を拡大する必要があるため、2つの目標をクリアすることとなります。

問12 すでにクラスター事業を活用して畜舎を整備しましたが、その時の成果目標で堆肥処理施設を追加で整備することは可能ですか。

環境優先枠を活用する場合は、環境優先枠の取組や成果目標に沿う必要があることと、前回の成果目標は当時整備した施設に関連するものであるため、新たに堆肥処理施設を整備することにより得られる成果に基づき新たな成果目標を設定する必要があります。

問13 地方公共団体が取組主体になる場合、「施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について10%以上削減」を成果目標として設定することとされていますが、畜産経営の家畜排せつ物処理費用はどのように算出すれば良いのですか。

当該施設の利用が予定される畜産経営の家畜排せつ物処理費用から算出する方法や、地域の代表的な家畜排せつ物処理費用を基に、当該施設の利用が予定される畜産経営の経営規模等に応じて算出する方法など、事業を実施する地方公共団体において適切な方法で算出してください。



## XIV 畜産経営基盤継承支援事業

### 【事業の実施】

問1 基本的な事業の仕組みについて教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体の経営基盤を概ね5年以内に第三者に継承することを目的としており、後継者不在経営体の経営基盤である畜舎等の生産施設を改修し、家畜を第三者である新規就農者や地域の担い手が譲り受ける取組を支援するものとなっております。

具体的な支援内容は、

- ① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の規定を準用した、後継者不在経営体が行う施設改修
- ② 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）による機械導入
- ③ 畜産クラスター協議会が行う継承に必要な調整

について、①及び②は1／2以内、③は定額で補助する仕組みとなっております。

問2 事業要件について教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業で補助対象となる後継者不在経営体については、畜産クラスター計画に中心的経営体と同様に位置づけられる必要があり、経営継承に向けた取組や期待される効果等について明記する必要があります。

また、規模拡大要件はありませんが、施設の改修を行うことにより生産性の向上等が見込まれることから、生産量の10%以上又は販売額の10%以上の向上という成果目標の設定が必要となります。

なお、畜産クラスター計画には、改修された施設等を継承する者、継承者の取組や役割等について明記する必要があります。

問3 親子継承の場合も事業の活用が可能ですか。（例えば、経営者の子供が就職したため、後継者が不在状態ですが、将来、子が現在の仕事を退職してから経営を引き継ぐ可能性がある場合の考え方について）

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体が第三者に経営基盤を継承することを目的としているため、親子継承は事業の対象となりません。

また、経営継承者は事業実施前に畜産クラスター計画に明記することとなりますので、現実性のない見込みの第三者では事業実施はできません。

問4 畜産経営基盤継承支援事業を活用する後継者不在経営体には、年齢制限がありますか。

制限は設けていませんが、畜産クラスター事業における施設整備事業の場合は、整備した施設の耐用年数までの経営が可能と判断できる経営体として、50才代程度の方までを事業の対象としていることから、経営移譲を前提とする当事業の場合、60才代以上の方を事業の対象者として想定しています。

なお、経営者の事情によっては、若年での離農が計画されている場合もあり得るため、その場合の事業の活用も可能です。

問5 第三者の定義について教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業における第三者とは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で定義されている「家族」以外の者となります。

具体的には、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者が該当し、孫、甥、姪、叔父、叔母等については第三者の扱いとなります。

また、継承された経営基盤が将来的に継続して活用されることが重要であることから、経営継承者は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の取組主体の年齢等の規定に準じてください。

問6 経営継承者は新規就農者や地域の担い手などの個人農家に限定されますか。

本事業では、法人経営ではない家族経営等が所有する中小規模の畜舎等の第三者継承を想定しているため、経営継承者については、

- ①新規就農者
- ②後継者不在経営体で雇用されている従業員（地域の担い手）
- ③畜産に従事している者で独立を希望する者（地域の担い手）
- ④規模拡大を希望する地域の個人経営者（地域の担い手）

等を想定しています。

問7 後継者不在経営体と経営継承者との間で経営継承に関する契約等は必要ですか。

後継者不在経営体と経営継承者との間で交わす契約等については、民々の契約行為であり、また、これらの行為に対する補助対象経費がないことから、事業の要件とはしていません。

問8 クラスタ計画に後継者不在経営体として明記するに当たり、後継者不在経営体が第三者継承を行うこと及び経営継承者が経営を継承することについての確約が必要ですか。

改修した施設を継承する者が見込まれない状況で施設を整備することはできません。このため、本事業の実施に係る畜産クラスタ計画の策定（改定）にあたっては、後継者不在経営体と経営継承者両者の合意が必要となります。

具体的な合意形成の手順例として、

- ① 畜産クラスタ協議会が経営継承を希望する者に対し、第三者の経営を継承する意思と希望する条件を書面により確認
- ② 畜産クラスタ協議会が、将来の経営移譲を希望する後継者不在経営体に対し、第三者に譲渡する意思と希望する条件を書面により確認
- ③ 経営継承希望者のニーズに基づき後継者不在経営体とマッチング
- ④ マッチングできた後継者不在経営体と畜産クラスタ協議会との間、経営継承者と畜産クラスタ協議会との間で、将来の経営継承についての同意や時期等を書面により確認（同意書等の作成）

を行った上で畜産クラスタ計画に両者を明記して頂くこととなります。

なお、後継者不在経営体等と畜産クラスタ協議会が交わす同意書等の作成等を司法書士等に依頼する際の経費については、補助対象となります。

問9 後継者不在経営体が施設の改修を行うこととなりますが、耐用年数より短い概ね5年以内に経営を中止することになります。この場合、特別な費用対効果算出を行う必要がありますか。

後継者不在経営体が経営を中止しても、経営継承者が改修した施設等を活用して経営を行うこととなり、施設活用の連続性が保たれることから、特別な費用対効果を算出する必要はありません。

施設を補改修する場合、費用対効果の算出に必要な総合耐用年数の算出については、「耐用年数の摘要等に関する取扱通達(昭和45年5月25日付け国税庁長官通達)」を基とすることになります。

なお、費用対効果の算出方法については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）と同様に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の費用対効果分析手法に準じて算出してください。

問10 畜産経営基盤継承支援事業は将来経営移譲を予定している農家が対象となりますが、事業要件で経営継承時期が概ね5年後と定められていることから、10年後に移譲を予定する農家は補助事業が使えないのでしょうか。

事業を実施するに当たっては、施設を整備する後継者不在経営体と経営基盤を継承する経営継承者を畜産クラスター計画に明記することとなっております。

このため、畜産クラスター計画に明記される時点で、経営継承者は5年以内の継承を前提とするため、初めから、5年以上の経営継続を予定する農家が本事業を活用することは出来ません。

ただし、後継者不在経営体が、将来の離農を前提とし、事業実施後概ね5年以内に経営継承者との共同経営に移行するなどの段階的な継承を計画する場合は実施可能ですが、この場合は、経営継承者に施設の一部又は全部を登記により継承し、5年程度の期間内に継承を完了してください。

問11 法人経営であっても後継者不在経営体として事業を活用できますか。

法人経営の場合は、基本的に法人の役員、社員等の中から後継者を確保する又は、新たに社員として迎え入れることで事業の継承が可能であるため、本事業を活用することはできません。

ただし、法人組織を解散する場合は、本事業を活用することが可能です。

問12 法人経営が経営継承者になれますか。

法人経営による経営継承について排除していません。

ただし、法人が経営基盤を継承する場合は、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体や経営継承者との調整に必要な測量、権利調整、分筆による登記等に要する経費について補助の対象となりますが、施設の改修については、規模拡大に繋がることから、経営継承者が生産基盤を取得後に、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で実施することとなります。

問13 法人経営の社員が農場長等として、後継者不在経営体の経営基盤を継承する場合は補助の対象となりますか。

経営継承者が自営せず、社員のまま農場長として農場を継承する場合は、法人経営が経営継承することと変わらないため、「法人経営が経営継承者になれますか」の考え方と同じ考え方になります。

問14 畜産経営基盤継承支援事業の実施における畜産クラスター協議会の役割と責任について教えてください。

畜産クラスター協議会の役割としては、後継者不在経営体が整備した経営基盤が確実に継承されるよう、畜産クラスター計画に掲げた後継者不在経営体及び経営継承者の取組の達成に向けた進捗管理が主なものとなります。

このため、後継者不在経営体と経営継承者からの同意については、確実に行うよう努めてください。

また、畜産クラスター協議会は補助金の交付先となるため、事業目的が達せられない場合や、補助金の不適切な支出等が認められた場合は、畜産クラスター協議会が補助金の返還義務を負うこととなります。

問15 後継者不在経営体が経営継承を行わなかった場合はどうなりますか。

事業目的が達せられないため、補助金返還となる可能性があります。

問16 経営継承は概ね5年以内とありますが、経営継承時期の延長は可能ですか。

畜産クラスター計画に経営継承者として位置付けられていた者が死亡したり、病気になるなど、後継者不在経営体の責に帰すべき事由でない場合は、経営継承者の変更や継承時期の延長等が可能です。

ただし、この場合は、畜産クラスター計画を変更し、取組状況報告書により具体的な対応を国に報告することとなります。

問17 経営継承者を変更できる場合について詳しく教えてください。

経営継承者を変更できる場合の具体的例としては、経営継承者として位置付けられていた者が

- ① 亡くなった。又は、健康上の理由等で就農できなくなった
- ② 他の後継者不在経営体の施設を継承することとなった（継承者どうしの入れ替え）

等の畜産クラスター協議会がやむを得ないと判断した場合です。

なお、後継者不在経営体側の事情による経営継承者の変更は想定していませんので、仮にそのような対応が必要となる場合については、事前に地方農政局等に相談してください。

問18 経営継承者を変更する場合の手順等について教えてください。

急な事情の変化により予定していた経営継承者が不在となった場合、畜産クラスター協議会は、新たな経営継承者を確保する必要がありますが、後継者不在経営体と新たな経営継承者（候補）とのマッチングやクラスター計画の変更等を行わなければならないため、継承時期が後ろ倒しとなることが予想されます。

このため、後継者不在経営体と新たな経営継承者との調整に時間を要して、概ね5年以内の経営継承が難しくなる場合には、後継者不在経営体又は新たな経営継承者が畜産クラスター協議会に報告してください。

また、畜産クラスター協議会は、取組状況報告書により変更理由を国に報告するとともに、クラスター計画に位置付けた経営継承者以外にも、経営継承者の候補者確保に努めてください。

問19 経営継承者の都合により、概ね5年以内の完全な経営継承が難しくなった場合はどうすればよいですか。

後継者不在経営体の責に帰すべき事由によらない場合は、

- ① 後継者不在経営体が将来の完全な経営移譲を前提として、後継者不在経営体と経営継承者との共同経営に移行
  - ② 経営継承者が将来の経営基盤の取得を前提とし、後継者不在経営体と経営継承者間での経営基盤の賃貸借契約の締結
- 等による段階的な継承を行ってください。

ただし、段階的な譲渡の場合は、その後、5年程度の期間内に継承を完了させてください。

問20 生産量又は販売額の10%以上の増加という目標達成については、経営継承者も取り組まなければなりません。

生産性の向上等の目標については、基本的に施設を整備した者が取り組む目標であることから、経営継承者が取り組む義務はありません。

問21 経営継承した施設での経営は何年間行わなければなりません。 (継承後数年で離農した場合はどうなりますか)

経営する期間について規定を定めていませんが、経営を継承した者が、長期的に営農し発展していくことが重要であるため、短期間での離農は望ましくありません。

仮に、やむを得ない事情により離農する場合は、補助金交付要綱に定められた補助

金の交付規定等に基づいて、財産処分手続きや補助金返還手続き等を行ってください。

### 【補助対象等について】

問22 畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で実施されている新規就農者への支援との違いについて教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援は、畜産クラスター協議会の取組として、後継者不在経営体が現在経営に使用している施設を自ら改修し、概ね5年以内に経営継承者に譲渡する場合、畜産クラスター協議会（後継者不在経営体）に改修費の補助を行うものです。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の場合は、畜産クラスター協議会（構成員も可）が整備する新築畜舎や改修した遊休施設を新規就農者や地域の担い手に貸し付ける場合、畜産クラスター協議会に整備費の補助を行います。

問23 畜産経営基盤継承支援事業で機械を導入することができますか。

機械導入については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）で行うこととなります。

ただし、後継者不在経営体が経営継承を目的として機械導入を行う場合は、畜産経営基盤継承支援事業で行う後継者不在経営体が行う施設整備と一体的な機械導入となりますので、機械だけの導入はできません。

なお、機械導入事業は規模拡大を要件としていないため、生産性向上を目的とした機械導入を希望する場合は、通常の機械導入事業を活用することが可能です。

問24 後継者不在経営体が行える施設整備は改修だけですか。

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体が整備した施設等を概ね5年以内に第三者に継承することとしているため、後継者不在経営体が長期に渡り施設を使用することは想定しておりません。

また、継承者が後継者不在経営体から施設等を取得する際の負担を小さくするため、基本は既存施設の改修となりますが、増築等も可能です。

なお、改修の内容については、畜産・酪農収益力強化整備等と特別対策事業（施設整備事業）に準拠しており、増頭や飼養管理の改善等を目的とした増築、自動給餌機、搾乳施設の機能強化に係る改修やこれらと一体的に行う補修であり、単純更新や単なる修繕だけでは補助の対象とはなりません。

問25 経営継承者（新規就農者や地域の担い手）に対する支援は何がありますか。

畜産経営基盤継承支援事業は後継者不在経営体が整備した施設等を概ね5年以内に第三者に継承する取組を支援することにより、経営継承者が施設の改修等を必要としない、直ちに使用可能な畜舎等や家畜を取得することで、経営の早期自立が可能となることが事業の効果となります。

このため、経営継承者に対して、直接的な支援はありませんが、経営基盤の取得後に必要となる改修費用等の低減や施設取得の際の交渉等に要する労力の削減等において間接的に支援を受ける形となります。

問26 後継者不在経営体から継承された畜舎等を経営継承者が再度、改修する場合は補助の対象となりますか。

通常のクラスター事業を活用して、整備することが可能です。

ただし、前所有者の改修により、耐用年数が残っている場合がありますので、その場合は、財産処分手続き（補助金の一部返還）等が必要となります。

問27 経営継承者が後継者不在経営体から施設を取得する際の不動産取得費又は登記料等の手数料は、補助の対象となりますか。

不動産等を取得することにより、個人の資産形成が行われることとなるため、経営基盤の取得費に補助することはできません。

一方、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体や経営継承者との調整に必要な測量、権利調整、分筆による登記等に要する経費については、補助の対象となります。

### 【継承方法等について】

問28 畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の施設を取得し、経営継承者に一定期間貸し付けた後に継承する場合は事業の対象となりますか。

畜産経営基盤継承支援事業の場合は、後継者不在経営体から、直接経営継承者に経営基盤（畜舎、機械、家畜等）を継承することとなるため、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の経営基盤を取得することは想定しておりません。

なお、遊休化した施設を畜産クラスター協議会が取得、整備したものを経営継承者に貸し付け、その後、譲渡する取組については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で支援しています。



問29 後継者不在経営体から経営継承者に継承する場合、譲渡ではなく、貸し付けによる継承は事業の対象となりますか。

畜産経営基盤継承支援事業の場合は、後継者不在経営体から、直接経営継承者に経営基盤（畜舎、機械、家畜等）を譲渡することが原則となります。

ただし、経営継承者の事情により、一括譲渡が困難な場合等については、貸付け等による段階的な経営移譲も可能ですが、その後、5年程度の期間内に段階的な継承を完了させてください。

なお、貸し付ける場合の賃貸料については、畜産クラスター協議会において、施設等の残存価格や譲渡までの期間等を勘案しながら設定してください。